

総合資源エネルギー調査会総合部会 第27回電気料金審査専門委員会

日時 平成25年5月21日（火）16：00～18：23

場所 経済産業省本館17階国際会議室

1. 開会

○片岡電力市場整備課長

それでは、定刻になりましたので、第27回総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会を開催させていただきます。

本日はご多忙のところ委員及びオブザーバーの方におかれましては、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

東北電力からは今回も説明者として佐竹取締役副社長、四国電力からは家高常務取締役総合企画室長にご出席いただいております。

では、以後の議事進行は安念委員長にお願い申し上げます。

○安念委員長

ありがとうございます。それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいります。

2. 公聴会及び国民の声の状況について

○安念委員長

本日の仕事は3つあります。

第1、5月9日木曜日仙台会場で、5月14日火曜日に高松会場で行われた公聴会とインターネット等や郵送で国民の皆様より申し込みのあった国民の声についてご報告をいただきます。

第2、委員会における指摘事項へのご回答、これはいつもながらです。

第3に、個別の費用等のうち設備投資関連費用、公租公課、費用の配賦・レートメイク、これについて検討をいたします。

まず、1つ目の議題である公聴会及び国民の声に入りたいと思います。事務局よりご説明をお願いいたします。

○片岡電力市場整備課長

資料3をごらんいただければと思います。まず、公聴会ですけれども、四角で囲っておりますけれども、公聴会は電気事業法第108条に基づき広く一般の意見を聞こうと思うときに開催するものであります。ここで出された意見につきましては、国民の声とあわせまして、この審査専門

委員会における審議に反映していただきたいと思っております。また、出された意見への回答につきましては、後日ホームページ等において公表する予定でございます。

概要でありますけれども、陳述人の数ですけれども、仙台会場、高松会場それぞれここに書いてある期間に募集を行いました。ホームページにおける案内だけではなくて、自治体、消費者団体、中小企業団体累計で1,000団体を超える団体に周知を依頼しております。結果、仙台会場27名、高松会場は14名の方から陳述がありました。仙台会場は届け出のあった方を全員、高松会場は13名を陳述人として指定しております。1名指定しなかったのは、※2にありますけれども、四国電力の現役の社員の方からの届け出があったということで、広く一般の意見を聞く公聴会の趣旨にかんがみ指定しなかったということでもあります。

傍聴人はここに書いてあるとおり。

また、審査専門委員会の委員の先生方、後で一言コメントいただければと思いますけれども、まず、議事進行につきましては安念先生にやっていただきました。また、ご出席いただいた委員は、ここに書いてありますとおりで、仙台会場で5名の方、また高松会場では3名の方にご出席いただいております。加えて、消費者委員会及び消費者庁からもオブザーバー参加をいただいております。

主な意見でありますけれども、詳細につきましては後ろのほうにそれぞれの方ごとの意見を書いておりますけれども、まとめますと東北電力、四国電力それぞれでありますけれども、人件費につきまして東北地方の生活水準と比較して過大である。あるいは逆に現場で働いている方々の給与の引き下げは心苦しいけれども、もっと人件費の地域補正を検討してほしいと、こうしたご意見もありました。

燃料費につきましては、安価な燃料調達に努力すれば値上げをする必要はないのではないかと。それから削減努力は国と電力会社の共同の取り組みが必要であるといったご意見もありました。

また、原発につきましては、原発がなければ値上げは必要なかったのではないかと。あるいは原発に頼らないエネルギー政策の展開に踏み出してほしい、こうしたご意見もありました。

それから総括原価方式は、コスト削減が行われにくいということで、早期に見直す必要がある。

さらには東北地域の特性ということで、被災地であるということでその影響を軽減するような施策を国に求めるといったご意見、それから東北電力の値上げ幅が他社よりも高いというのは信じられないといったようなご意見もございました。

その他、経営の合理化の徹底、情報の開示、それから国に対する審査における厳正な審査、それから事後的な検証の仕組みをつくっていただきたい、こうしたご意見。さらには、エネルギー政策の早期確立、こうしたご意見をいただいております。

四国電力の値上げに関する意見でありますけれども、人件費につきましては、これも同様に四国の平均水準と比較して妥当であるかどうか。役員報酬を減額したと言っているけれども、退職慰労金が削減されただけで、真摯な姿勢とは思えないといったご意見。それから燃料につきましても、コストダウンの努力は十分なのかどうか。原発につきましては、廃炉にすべき、稼働を前提とするからそのための費用が赤字幅を増大させて大幅な値上げになっているというご意見もありました。さらには総括原価方式の見直しにつきましては、先ほどと同様であります。その他、出向者の人件費を原価に算入することは納得できないでありますとか、あるいは各家庭の使用量を十分に確認した上で新メニューを設定すべきというご意見もございました。

それから、各電力会社に対する意見ではありませんのでここに書いていませんけれども、公聴会のあり方につきまして、これはそれぞれ各県で実施すべきであるといったようなご意見もいただいたところでございます。

2. で国民の声でありますけれども、政府の総合窓口、あるいは経産省のホームページにおきまして、インターネットを通じて意見募集を行ってまいりました。結果、東北電力につきましては476件、四国電力については47件のご意見をいただいております。

意見の内訳、これは詳細はまだ集計中でありますけれども、ここにありますように経営効率化に関するもの、人件費に関するもの、こうしたものが多くなってございます。それ以外にも燃料費、原子力発電、総括原価に関するもの、被災地・被災者に与える影響の大きさ、あるいは軽減策を求めるもの、公聴会のご意見と同様に多くの意見をいただいております。

四国電力につきましても、経営効率化、人件費に関する意見が多くて、その他、燃料費、原子力発電、総括原価の見直し等々の意見をいただいております。

繰り返しですけれども、こうしたご意見につきましては、回答を作成の上、この委員会でもお諮りした上で回答を公表したいというふうに考えております。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。

それでは、公聴会に参加していただきました委員より、それぞれ一言ずつコメントをいただきたいと思っております。両会場に両方ともご出席をいただいた方も少なくありませんが、その場合には両会場を通じてのご印象など承ればと存じます。

では、梶川委員から一言ずつお願いいたします。

○梶川委員

私は、東北、仙台に伺わせていただいたんですが、やはり被災地であるということでの関連す

るご意見が非常に多かったと思います。専門委員として、今こうやって料金の審査に参加させていただいている点でも、その辺をどういうふうに考えていったらいいかというところは非常に心を打つ部分でございました。

あとは、どちらも同じなのですが、やはり総括原価方式のようなコストの、なかなかこういう形ではコストの削減がしにくいだらうというふうな、むしろ制度的なたてつけの話というのをいただいたなという感じがございまして、こういったことで今後料金審査もあるんですけども、その後、どのように国民、特に消費者の納得感のいく形で情報が開示されていかなければいけないのかなという、やはりこの総括原価主義の基本というのは供給者と消費者の信頼感なんだなというふうなことを強く感じた次第でございます。

○辰巳委員

私は両方行かせていただいたんですけども、まず両方で共通して出てきたのが、各家庭に配布される料金の値上げについてのお願いというふうな配布物なんです。私から見れば、東電さんに比べれば全然すごく立派な書類だなというか、説明だなというふうには思ったんですけども、やっぱりそれが配布されたとしても、消費者にとってはなかなか理解するのが難しいと。もったきちんと説明が欲しいんだというふうなお声が両方であったというのが非常に共通した意見だったと思います。

それから、あと、ざっと参加された方々を見たときに、すみません、年齢がわからないんですけど、割合年齢が高目の方が多いなという印象で、お一人その中で小さな子供がいたらこういうところで話をするにはできないんだというふうにおっしゃったのがすごく印象的で、確かに新しい家庭を持って家計をやりくりするというふうなことを始めているような若い人たちが一番身近に電気料金の値上げって感じるんだろうなというふうに思うもので、そういう人たちがもうちょっと参加できるといいなというふうに、感想ですけれども、そのように思いました。

以上です。

○永田委員

私も2会場とも出席させていただきました。おしなべて消費者の方たち、陳述人の方たち非常によく勉強されて、値上げについて理解をされようと。その中でも、どうしても専門的な部分もございましてか、もしくは情報の開示が限定的という、ある意味では企業の財務も含めたいろんなポイントを理解した上で値上げの構造を分析しないといけないというところもございまして、一般の方にはどうしても難しい部分があるので、そこをいかにわかりやすく懇切丁寧に説明していただくことを継続的に望まれますという意見が多かったという印象。

あと、東北電力の公聴会については、やはり被災地であるということについて特段の取り扱い

をできないかと。特に、夏以降、仮設住宅に住まわれている方、非常に暑いですね、冷房をかなりかけなくちゃいけない環境の中で特別な取り扱いはできないのかと。ただ、利用者の料金は一律に取り扱うということになりますので、そのあたりは別途ほかの財政的な手当てができないかと、そういったご意見もあったというのが私にとっては印象的でした。

あと四国電力の公聴会については、やはり原子力の稼働が非常にコストに影響するということが原子力についての維持コスト、それから火力発電のたき増しによる、そのある意味では二重にかかったコストが利用者のところに負担が行っているのではないかと、そういったとらえ方をされている消費者の方の意見、もしくは陳述人の方の意見が多かったという印象でございます。

以上でございます。

○松村委員

私は今回四国電力の公聴会に参加しております。関西及び九州の公聴会でも感じたのですが、皆さんよく勉強しておられた。四国電力のホームページに行ってちゃんと見る、更にはこの委員会で出された資料も見る方も複数いらして、この委員会できちんと議論し、情報を出していくことが非常に重要だと再認識しました。

わかりにくいという点に関しては、必ずしも電力会社だけの責任ではなく、我々の責任でもあると思います。わかりやすい説明を出していただけるように、私たちも努力していかなければならないと思いました。

四国電力の会場で、公聴会のあり方に関する意見が幾つか出てきました。非常に重要な点だと思いますので、今後のために考えるべきです。例えば平日にやるのがいいかどうか、場所数はどれぐらいが適切なのか、あるいはテレビ会議システムのようなものは使えないのか、そういうことも長期的な課題として考える価値はあると思いました。

以上です。

○八田委員

私は東北電力さんの仙台での公聴会に出席いたしました。もう今まで述べられたことですが、**「被災地には特別な配慮を」**というご要望が次から次に出ました。私はそのたびに、それは電力料金とは別な話ではないでしょうかと申しました。社会政策として、例えば生活保護に電力料金を上積みするとか、そうしていったことはあるべきだし、それなりの対応をすべきだけど、電力料金自体は社会政策を全く抜きに決めるべきであろうということを申し上げました。

それから、もっといろんなところで公聴会を開いてほしい。とにかく仙台まで来るのは大変だというお話がありました。これは今も松村さんがおっしゃったように、テレビ会議的な新しいデバイスを導入することでかなり簡単に克服できる問題じゃないかなと思いました。

以上です。

○山内委員

私は仙台の会場に出席をさせていただきました。皆さんがもう既に感想として言われたことと同じことなのですが、若干繰り返しますと、さっき梶川先生がおっしゃったように、やっぱり被災地であるということの重要性をその場に行って現地の方のお話を聞いて改めて感じたということでもあります。

これは東北電力も被災された企業であって、そしてその復興・復旧のために努力されたということはあるんですけども、やはり被災されたところのお話を伺うと、電力というものがいかに社会インフラとして重要かということは再度わかったということでもあります。その意味では、この料金というのもその一つの大きな要素でありますので、我々もそれを認識した上でやるべきだというふうに思いました。

それからこれも梶川さんがおっしゃったんだと思いますけれども、料金のあり方、制度そのものについてのご意見というのが出たというふうに思いました。単に効率化とか、燃料価格の問題とか、調達の問題、これも重要なんですけども、それだけではなくてそもそも電力料金、公共料金のあり方がどうなんだという議論が出てきたということが印象に残っております。これも私自身も自分の専門にするところですので、非常に心にといいますか、自分の気持ちの中に残ったところでもあります。

それから、今、松村さんとか八田先生がおっしゃったことなんですけれども、公聴会のあり方についても意見が出されて、場所の問題、やり方の問題、特にさっきも辰巳さんおっしゃったのかな、若いお母さんが非常に出てくるのが大変だったというお話で、こういうこともこれから考えなければいけないことかなというふうに思いました。

以上でございます。

○安念委員長

皆様本当にありがとうございました。

私も一つ、ちょっと感想を言わせていただきたいことがありました。それは、今、各先生方がおっしゃったことはいずれもそうなんですけども、東北電力と四国電力の公聴会で原子力発電に対する安全性の不安は何度もいろんな方から語られていたんですが、今回非常に印象深かったのは、原子力発電のコストがかえって高いんだということを具体的な数字の裏づけを持って語られる方が何人かおられたということです。これは私、新鮮という言い方をするとちょっと不謹慎かもしれませんが、こういう時代になったんだなとつくづく思った。

この種のことは、原発のコストというのは政府の中とか産業界とか学会で当然議論すべきこと

だから議論されているんですが、それと同時に、シビルソサエティーというのかな、市民社会における知識や情報の集積が急速に進んでいるということを感じました。しばしば原発の問題については、市民社会で感情的な議論が行われている。それは、その人たちだってうそじゃないと思うんですけども、決してそんな議論だけが行われているわけではなくて、極めてナラジャブルというのかな、ちゃんとした知識に基づいたちゃんとした議論がなされつつあると、市民社会においてですよ、そのことに私は強い印象を受けました。

これは当委員会の議論に直接反映されることではないことですが、しかし、長期的には大変重要なこと、大変重要なご指摘をいただいて帰ったという気がしております。

どうも皆様には、本当にお疲れさまでございました。

さて、本日の2つ目の議題……

○河野オブザーバー

すみません、1ついいですか。

公聴会について1つお願いがございます。それは、先ほどから先生方が参加されて、持ち方についていろいろおっしゃってくださったんですけども、実は、仙台会場に参加された方から私どものほうに、セキュリティが非常に厳しかったと。国民と消費者が意見表明できる公式な場に自分のほうから勇気を出して参加するんだけど、なかなか入り口のチェックが厳しくて、それはそれで必要なチェックかもしれないけれども、もう少し緊張せずに公聴会に参加できるようにしていただきたいと、それをぜひこの場で伝えてほしいというふうに言われておりますので、そのことだけすみませんが、今後の対応に少し生かしていただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

○安念委員長

その点は、ご検討ください。

○齋藤オブザーバー

すみません、私もちょっとだけ。

高松会場で傍聴させていただいて、ペーパーの一番最後に参考で書いていますので、そちらの方は、四国電力が地域一番企業だけに、皆さんそういう要望がきつかったか
ったということと、それとのお話を聞きながら、各電力会社みんなバラバラで、10社もあるのですから、地域独占で競争は余りないのですから、協調して共同購入、今、各社事業の個別審査なんですけれども、そういう共同の形にすれば、もっと、特に燃料費等は安くなるのではないかなと思ったのですけれども、そういうことと、

東西に分かれて発電の周波数が50と60で違うので、今回のような危機のときは融通ができない

ので、そこいらを改善いただくのと、それを改善することで自由競争の環境がもっとできるのではないかなというのが、私のかんそうです。

以上です。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

3. 電気料金審査専門委員会における指摘事項について

○安念委員長

それでは、本日2つ目の議題に移ります。

委員会における指摘事項についての議論に移りたいと思います。

前回の委員会において委員やオブザーバーの方々よりいただいた宿題及び委員会後に皆さんから提出された質問事項及びその回答について、事務局からご説明をお願いいたします。

○片岡電力市場整備課長

資料の4をごらんいただければと思います。

ずっと積み重なっていますといいますが、第何回でご意見いただいたかというのは右側のほうに書いていますけれども、これはまとめてまた次回、大半は返していただきたいと思っています。

今回、返していただくのは、ちょっと飛び飛びになりますけれども、経営効率化の中の5番目で、東北電力さんの特命発注について当社固有の事情により特命発注になっているという説明がありましたけれども、それについての説明を求めたいということ。

それから両社共通ですけれども、人件費のうちで役員の役割、それから10番ですけれども天下りや兼職をしているリストについて、上位20位じゃなくて全体を出してほしい。これは今回出てきております。

それからちょっと飛んでしまっただけのページですけれども、その他経費の25番であります、永田先生おっしゃった一括の、件名案件と一括案件の比率が東北電力と四国電力で大きく違うということの説明というのが今回宿題として返ってきております。

その他、各社から公聴会の場でいただいたご質問等で、その場で十分答えられなかったというようなものについても、今回ご回答があるということでもあります。

以上です。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして指摘事項及び質問事項について、現時点でお答えいただける範囲で電力

会社よりご説明をいただきたいと思ひます。

まず東北電力よりご説明をお願いいたしますが、いつものことではございますが、個別費用に関する質問については個別費用に関する議論の中であわせてご説明いただいても結構でございます。説明時間は5分程度で、佐竹副社長からお願いいたします。

○佐竹取締役副社長（東北電力）

東北電力の佐竹でございます。本日もよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、質問に対する回答のご説明をさせていただきます。資料5-1でございます。

まず2ページをござらんください。

関係会社との取引のうち、当社特有の業務のアウトソーシングに関する回答でございます。関係会社は、当社とともに電力安定供給の最前線としての役割を担っております。日常の保守・工事業務に加えまして、災害・事故時の迅速な復旧活動、発電用燃料の荷役と貯蔵管理、さらには膨大な設備量となります送電線や送電鉄塔、それに電柱にかかわる地権者様との権利関係の調整など、電気事業の一部をなす業務について専門知識と経験、特殊な設備を保有する関係会社を設立・育成しアウトソーシングをしてまいりました。

3ページでございますが、関係会社以外にも含めて指名競争発注及び特命発注企業等における当社役員の就任状況について記載しております。

4ページと5ページは役員21名及び執行役員20名のリスト及び担務の状況でございます。

6ページをござらんください。

今回原価における委託費の件名分につきましては、積み上げにより算定し、それ以外の雑委託費用等について一括分として平成21年度から23年度の3カ年平均実績値により算定しております。この結果、認可制でありました平成10年2月改定と比較した場合には、件名率で7.2%、件名数では19件、個別件名の積み上げによる算定を増加しております。なお、先行他社におかれても件名率はおおむね80%台の水準と理解しております。

続きまして、5月9日の公聴会におきまして、陳述人の方からいただきました指摘事項及びご質問に対する回答についてご説明をさせていただきます。

9ページをござらんください。

申請原価に織り込んでいる原子力関連費用の総額は幾らかというご質問に対してですが、総額は1,275億円になります。費目別の内訳は記載のとおりでございますが、これは後ほど費用の配賦プロセスで整理した原子力発電費の総額としてまた出てまいります。

10ページをござらんください。

公聴会の際に、東北電力ニュースという名称でございますが、弊社のパンフレットでの説明が

わかりにくいというご指摘が複数の方からございました。パンフレットでお伝えできる情報量には限りがございますので、弊社ホームページに写真、図を用いた詳細な情報を掲載しております。なお、ホームページのアクセス数についてもご質問がありましたけれども、申請日以降のアクセス件数は約5万8,000件でございます。

最後に11ページでございます。

発行済株式総数に対する役員及び従業員の所有株式数割合のご質問がございましたけれども、お答えは記載のとおりでございます。

以上、ご回答申し上げます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、四国電力から家高常務をお願いいたします。

○家高常務取締役（四国電力）

四国の家高でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料の5-2をごらんいただきます。前回いただきましたご質問等への回答ということでもまとめてございます。

1ページをごらんください。

こちらには、当社役員の役名、いわゆる肩書と職名を記載してございます。若干解説させていただきますと、当社の役員数は下に記載しておりますとおり、取締役、監査役を合わせまして18名、うち社外役員が4名でございます。役員数につきましては、例えば売上高や販売電力量当たりということで見ますと、会社規模の関係から他の電力会社との比較では多くなってしまいますが、役員数は必ずしも企業の規模に比例するものではなくて、現下の大変厳しい経営環境を乗り切っていく上では、当社の現在の役員数は必要なものだと考えてございます。

2ページ目をお開きください。

執行役員の担当等について記載してございます。執行役員制度は、厳しい経営環境に的確に対応していくため、当社が我が社の裁量により設定する制度として平成23年6月から導入しているものであります。取締役会におきまして、常務執行役員と執行役員の2階層から成る執行役員を重要な使用人として選任いたしまして、各事業本部の副本部長、本店の部長あるいは現場の支店長、発電所長等の重要な職位に配置してございます。なお、これら執行役員のうち3名につきましては、社外団体に出向しておりますが、電気事業との直接的な関連性の観点から、注記してございますとおり、今回の申請原価には算入をいたしてございません。

3ページをごらんください。

委託費の算定におけます件名分と一括分についてご説明をいたします。今回の原価算定におきましては審査要領の考え方にのっとりまして原則として全ての項目について件名積み上げを行うことを前提といたしましたが、件名積み上げにより算定が困難な一部の業務につきましては一括分として過去実績等に基づき設定をいたしております。認可制でありました平成10年2月改定では件名分は41%でしたが、今改定では極力件名積み上げに努めた結果、件名分がほぼ100%に近いという状況を生んでございます。

引き続きまして、当社の場合は公聴会終了後にいただいたご質問ということになりますが、2ついただいております。これについてまとめてございます。

1つは役員報酬についてでございます。このグラフをごらんいただきますと前回と今回の原価申請時の役員報酬の比較を示したものでございまして、総報酬で見ますと前回原価から3割の減額となっておりますのがおわかりいただけるかと思えます。会計上、役員給与と役員退職慰労金は区分して科目整理されておりますけれども、いずれも役員に支給する報酬でございますため、有価証券報告書等においても両者を合わせた総報酬を役員報酬として公表することが義務づけられております。当社では、前回原価申請時には退職慰労金がございましたが、24年7月に退職慰労金を廃止の上、役員給与と一本化したことから、役員報酬の水準を比較するに当たりましては総報酬をベースとして説明を実施させていただいております。

引き続きまして、普及開発関係費、総額約8億円になりますが、このうち原子力関連PR施設の運営、あるいは伊方発電所の見学会、エネルギー教育支援活動にかかる費用についてご質問いただいております。原子力関連PR施設の運営並びに伊方発電所見学会は、原子力発電の仕組みだとか、安全確保対策あるいは放射線の基礎知識などへの理解促進に資する取り組みでございまして、一方、エネルギー教育支援活動は、次世代を担います児童・生徒に出前授業と称しましてエネルギー環境問題に関する正確な情報提供を行っておるものでございます。これらの費用は、いずれも電気事業の円滑な運営を行う上で必要不可欠なものとして原価に織り込んでございます。

以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

4. 個別の原価等

―設備投資関連費用

―公租公課

―費用の配賦・レートメイク

○安念委員長

それでは、本日の3つ目の議題でございます前回に引き続いて個別費目についての検討をいたします。本日、検討の対象となりますのは、設備投資関係費、公租公課、費用の配賦・レートメークについてでございます。

今、指摘事項に関する質疑応答はこの後の個別の費用等の説明の後にまとめて行いたいと思いますので、その場でお願いをいたします。

まず、事務局からそれぞれ論点をご説明いただいた後に、東北電力及び四国電力からそれぞれご説明をいただきたいと存じます。

それでは、今後の審査の中で検討すべき論点について事務局からご説明をお願いいたします。

○片岡電力市場整備課長

資料の6をごらんいただければと思います。ちょっと分量が多いので、個別の中身と申しますか、申請内容は各社にご説明いたたくとしまして、制度論を中心にご説明したいと思います。資料6は3つありまして、設備投資の関連費用、公租公課、それから費用の配賦・レートメークであります。

まず、設備投資関連費用、2ページ以降であります。

資本費ということでありまして、3ページの四角囲いにありますが、電気を安全・安定的に供給するために必要な設備、これを減価償却費、それから事業運営に必要な設備投資の資金コストということで事業報酬、この2つから成っております。

イメージ図が4ページになりますけれども、設備、最初の段階から建設を始めていきますと、工事が進むにつれて簿価がふえていく、つまり完成に近づいていくということで右肩上がりに時間とともに簿価がふえていく形になっていきます。それが運転開始とともに減価償却という形で定率または定額でそれを費用化していくという形で、費用化されますと簿価が減っていくということになってまいります。こういうふうにつくり初めから、それから最終的に除却、設備を廃棄するまでに非常に長期の時間を要するというのが特徴であります。

電気事業におきましては、この四角の中の四角にありますけれども、建設中につきましては簿価の2分の1をレートベースに織り込んでいる。それから運転中は減価償却費と事業報酬が費用として計上されるということになっております。

5ページは設備投資の内訳でありまして、これにつきましては各社からご説明があらうかと思っております。

6ページにつきましても同様であります。

7ページ、減価償却費でありますけれども、これは先ほど申し上げましたとおり、資産の簿価がありますけれども、それにつきまして定率もしくは定額によりまして毎年毎年費用として計上するということでありまして、その費用計上の内容は下の表のとおりであります。

続きまして8ページ以降、事業報酬ということではなかなかわかりづらい費用になっているんですけども、この真ん中あたり適正な利潤（事業報酬）とは、とあります。事業を継続的に実施するためには、資金を円滑に調達する必要があると。これは設備投資に回っていく資金が中心になりますけれども、この資金を調達するためのコストが資本コストというふうに呼んでおります。

2つ目の丸でありますけれども、企業は電力会社ですけれども、電力会社は銀行からの借入れや社債による調達、これは他人資本と呼んでおりますけれども、お金を借りてくる、あるいは株式を発行することによる調達、これは自己資本と呼んでいますけれども、いずれかによる資金の調達を行います。資金の出し手の側から見ますと、銀行あるいは社債権者にとってみましたら、期待する利益率よりも高い利率であれば、それに投資しようというふうになりますし、株主につきましても他の企業への投資と違って、こちらのほうの期待の収益率が高ければそれに投資しようというふうになりますので、資金調達が可能になるということで、電気事業がこうした期待に応えられる、投資家あるいは債権者からの期待に応えられる、そのための費用を電気料金として回収を認めているということでありまして。

したがって、事業報酬というのは電力会社に対する報酬というよりは、こういう資金の出し手が得る報酬のことだということに理解されております。

かつては、こうした費用、他人資本につきましては支払利息でありますし、自己資本につきましては配当金でありますけれども、これは個々の会社で積み上げて原価に算入しておりますけれども、そうしますと資本構成の差異等によって原価の数字が変わってくるということや、積み上げ方式であればコスト削減のインセンティブが乏しいということで、現在の事業報酬制度になっております。

現在の事業報酬制度はどんなものかということが9ページになりますけれども、事業報酬の額は真ん中のほうに掛け算がありますが、レートベース掛ける事業報酬率となっています。レートベースというのは、小さい字になっていますけれども、能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる資産ということで、主に発電所でありますとか、送電線でありますとか、そうした電気事業の資産であります。その資産に先ほどの期待する報酬率、株主とか債権者が期待するリターンとしての報酬率を掛け合わせて費用として積んでいこうと、そういう考え方でありまして、このレートベースの中身としてはまた後ほど出てきます。

事業報酬の計算の方法がさらにその下の四角にありまして、報酬率は、今回各社3.0%とか

2.9%とか、そういう形で計算しておりますけれども、自己資本報酬率掛ける30%と、他人資本報酬率掛ける70%という形になっております。これは自己資本が3割、それから他人資本が7割というのが望ましい財務だということでこうなっているんですけども、これも後ほどその根拠をご説明します。

自己資本報酬率につきましては、下にまた小さい字になりますけれども、公社債の利回りと全産業の自己資本利益率というのを β という形で案分するという事になっております。これは考え方としては、公社債の利回りというのはリスクフリー、つまり国債とか地方債のようにリスクがないものでありまして、全産業の自己資本利益率というのは、全産業の株価のリターンと認めていただければいいかと思っております。したがって、電力会社に対する投資家が国債と同じように思うか、あるいは全産業並みのリターンを求めると、そうしたことを β 値という電力会社のリスクを計算する値で案分しているということになります。この β 値は、これはさらに小さい字になって申しわけないんですけども、全体の株価が動いていく中で、電力業界の株価がどのように動いたかというリスクを感応度といいますが、リスクをはかる指標として用いられているものであります。

他人資本報酬率につきましては、これは全社の10社の有利子負債の利率ということで、これも実績で出てくるものであります。

次の10ページでありますけれども、ちなみに電気以外ではガス、それから鉄道が似たようなこのレートベース方式を用いているということになります。

続きまして、レートベースと先ほど申し上げました有効な資産の概要ですけれども、11ページに書いてございます。算定規則上認められるものが限定されておまして、特定固定資産、これはいわゆる発電所とか送電線でありますけれども、それから建設中の資産、先ほど申し上げましたとおり簿価の2分の1であります。それから核燃料資産、それから他の企業等への投資、それから運転資本等であります。

具体的な数字につきましては、12ページ、13ページに載っておりますけれども、各社から説明があらうかと思っております。

それから15ページ、このレートベースの中でやや特殊なところが核燃料資産という考え方でありまして、16ページのほうに絵がありますけれども、ある意味で核燃料は石油とかLNGと違っておりまして、単に買って来るといよりは発電所とか送電線と同じように建設をして、それから使っていくという形が非常に時間がかかるということから資産計上しております。具体的には、山からウラン鉱石を取ってきて、それから発電所で使えるような燃料に加工していくというのが②にありますけれども、これは加工中の核燃料として資産に計上しております。それから自社発電所

の中に入っていて燃えているもの、これにつきましても装荷核燃料ということで資産計上しております。さらには、使用済み核燃料のうち一部が回収ウラン等として再利用できますので、その分はまだ価値があるということで、これも資産として計上しているということでもあります。

17ページは、特定投資の内訳でありまして、資源開発等で将来の安定供給に資するものというものが認められているということでもあります。

18ページは、前回数下げの届け出のときには、原価変動調整積立金、こうしたものが各社ありましたものですから、それをレートベースから自主的にカットするという対応をしておられました。今回、これは関西、九州も同じですが、原価変動調整積立金は全て取り崩されているので今回そういうことはしていないということでもあります。

それから19ページ、先ほどの事業報酬率の計算におきまして、なぜ3対7、自己資本を3として他人資本を7としているかという根拠であります。これにつきましては、平成7年の料金制度部会、これは経産省の審議会でありましたけれども、この場で自己資本比率を高めていくと、財務体質の強化を強めることは基本的要請であると言った上で、3つ目の丸の真ん中でありましてけれども、適正な自己資本比率は、10社の実績値ではなく、一般電気事業の特性に応じた適正な自己資本比率を算定することが必要であるということで、それをどう計算したかがその下の四角、ガス会社3社、通信会社1社、航空3社、JR1社云々かんぬん、こうした公益企業、こうしたものの自己資本比率を算定しまして、望ましいものとして3割というのを設定したということでもあります。

この設定した当時、非常に財務体質が悪くて自己資本比率が低かったんですけども、累次上がってきまして、この下に表がありますけれども、平成21年ごろには10社の平均で24.5%まで上がってきたということでもあります。その後、震災の影響で毀損したり、あるいは赤字の影響で毀損しておりまして、直近23年度は19.1%、24年度はさらに悪くなっているということになっているかと思えます。

それから20ページβ値でありますけれども、ここのβ値のとり方が、ある意味で算定規則で決まっている事業報酬の中で唯一どう決めていくかということが許されていると、そういう部分だということでもあります。先ほど電気事業のリスクをどう見るかということで、どういう期間のβ値をとった方がいいかということが議論になりました。東北電力、四国電力さんの申請は、震災後から値上げの検討表明日までのβ値をとっておられます。結果、下に網かけであります0.95とか0.94になっております。他方で、関西電力さん、それから九州電力さんの査定におきましては、これはご議論の結果、震災後から査定方針案の取りまとめの日までのβ値を使おうということで、最終的には0.92という数字を使っております。今回これを踏襲するかどうかということは、また

ご議論いただければというふうに思います。

21ページは固定資産除却費ということで、さっきの設備をつくった後、全部使った後に設備を廃棄するという際に2つの費用がありまして、1つは残った簿価を除却するという費用と、実際に除却する工事費であります。下のほうに各社の説明がありまして、これも各社から説明があるうかと思えます。

22ページでございますけれども、審査要領でこの部分についてどうなっているかということでもありますけれども、減価償却費・固定資産除却費、これはもう既につくってしまった設備の減価償却費は機械的に決まっていきますけれども、今後つくる設備、これにつきましては個別に査定を行うということで2行目の後ろにありますけれども、複数の調達先があるものについては入札等を行うことを原則とするということで、入札を行っていなければ行ったものと考えて適正な費用を見積もるということであります。

それからレートベースとも関連しますけれども、電力会社間の同種の設備と比較しまして著しく低い稼働率となっている設備、こうしたものにつきましては正当な理由がある場合を除き原価算入を認めないということも審査要領には書いております。

25ページで論点でありますけれども、繰り返しですけれども減価償却費、除却費につきましては、新たに投資される設備等につきましては、どのような効率化努力が行われているか、それを入札で行っているかどうか。それから、電気事業の運営にとって真に必要なものに限定されているか。先ほどのような不要な設備が入っていることはないかどうか、そういうことであります。

事業報酬につきましては、まずレートベースでありますけれども、これも同様に必要かつ有効な資産に限られているかということにつきまして、こういう先行投資でありますとか不使用設備、福利厚生施設、こうしたものが適切に除外されているか。それから核燃料資産につきましても、数量及び価格が妥当かどうか、こうしたことを見ていただければと思います。特定投資につきましては、先ほどのとおり、これも必要かつ有効なものであるかどうかということを見ていくということであります。事業報酬につきましては、先ほども β 値が論点だと申し上げましたけれども、いつまでの期間をとるかということが再度論点かと思えます。

以降、関西電力さん、九州電力さんで行われた査定の内容が書いてございます。

飛びまして、34ページ、公租公課であります。

35ページに概要がありますけれども、要は税金等でありますけれども、各税法等、河川法でありますとか、法人税法、地方税法等々に基づきまして、それぞれある意味機械的に投資額が決まれば税率が決まってくると、原発の稼働率が決まれば税額が決まってくるといったもので、それが正しいかどうかということをチェックしていただければというふうに思います。

36ページに今のような論点が記載されております。

37ページ以降に費用の配賦・レートメイクであります。

38ページに絵がございます。これまでご議論いただいたのは前提計画を議論しながら総原価の算定ということで、今申し上げた公租公課までは全てこの真ん中のちょっと左側にありますけれども、総原価の算定を適正かどうかというのをやっていたいでいるわけでありまして。

そこまでで総原価が確定しますれば、その後、自由化部門の料金、それから規制部門の料金、あるいは託送料金という形で、それぞれのメニューごとの料金に費用を配分していくということになってまいります。そのやり方につきましては、電気料金算定規則等に基づきまして詳細に決まっております。それに基づきまして、今回、それがきちんとなっているかということを確認していくということになります。

具体的には39ページでありますけれども、今申し上げた総原価、一番左側の欄ですけれども、51の費用項目が出てきます。これをそれぞれ9部門とありますけれども、水力、火力、原子力等々に配分していきます。その上で一般管理費、これは例えば本社の費用でありますとか、あるいは突き詰めれば社長の給料でありますとか、そうしたものでありますけれども、それを今申し上げた水力、火力、原子力等の残りの8部門、これに一定の考え方で配賦していきます。これはABC会計手法により整理とありますけれども、具体的には40ページの上のほうにありまして、活動内容を事細かに見ながら極力各部門に直接費用を配分できるものは配分していくと。できないものは一定の合理的な基準を用いて案分するというところで、なるべくこの直課の比率が高いほど確からしい配分が行われているということになってまいります。

その8部門への整理が行われた後に、さらに戻って39ページに戻っていただきまして、次に何をやっているかと申し上げますと、送電費用と非送電費用に分けるという作業を行っております。非送電費用というのはちょっと言葉が悪いですが、簡単に言えば発電費等であります。何のためにこれをやっているかと申し上げますと、送電費用から自由化部門の託送料金が出てくると。これは競争の基盤になるものですから、多過ぎても少な過ぎてもいかんということで、適切にこの送電部門の料金を導き出すというために、ここの真ん中に書いていますような送電関連と非送電関連ということに分けて行くということになってまいります。

その次に、まださらにこの右側の料金の決定というところに行くんですけども、ちょっと上のほうに費用を性質に応じて固定費と可変費に整理とあります。要は、固定費はみんなが使うもの、つまり自由化部門も規制部門も使うものでありますので、それを適切な手法を用いまして配分しないと、どちらかが多く負担するというふうになってしまうと不公平であるということで、その方法がこれも省令で2：1：1法でありますとか2：1法で決まっております。

具体的には40ページになりまして、これも非常に専門的でなかなかわかりづらいんですけども、ごく簡単に申し上げますと、発電設備につきましては、これはピーク時の電気を使っている方々、これが設備をつくった上での、ある意味で大きな貢献といいますか、責任といいますか、使っている費用を負担すべきであろうということで、この真ん中あたりの(1)とありますけれども、各需要種別、これは自由化部門とか規制部門とかそういうことですが、その最大電力に「2」のウエイトをのせると。それから(2)は、夏の一番ピーク、あるいは冬のピークのときに、例えばある一定の時間、その時間帯でどれがそれぞれ使っているか、自由化部門は幾ら使っているか、規制部門は幾ら使っているか、そのウエイトを「1」のウエイトとすると。それから最後に電力量アワーを「1」のウエイトとする。こういう2:1:1のウエイトをつけまして、要はピーク時の責任を多く見るという考え方で固定費を配分しております。

配電費などにつきましては、2:1法ということで、ピークとは余り関係ないので、単純に契約電力とキロワットアワーで計算をしていると、こういう考え方があります。

41ページは、それをどうやってその責任電力を推計するかということで、これはずれていまして当然不公平になってしまうので、各社サンプル調査等を行っていますけれども、これにつきましてはまた各社から説明があらうかと思えます。

42ページになります。

これは東京電力の審査の際に大きな議論になりましたけれども、自由化部門と規制部門で費用が公平に配分されているのかと。結果としての利益を見てみますと、自由化部門の利益が非常に少なくて規制部門の利益が大きかったということが明らかになった面がありました。したがって、こういう検証をしております。

42ページは何を申し上げているかと申しますと、需要で申しますと自由化部門が6割で、規制部門は4割弱になります。他方で売り上げベースでいきますとほぼ半々になるんですけども、どうしてそうなるかと申しますと、規制部門の単価が高いからであります。何で高いかと申し上げますと、固定費ののっている割合が大きいうことで、一番典型的には自由化部門、これは高压の送電線で受けますので配電線、道に立っている電柱とか変電設備ですけども、そうした費用がかからないといったことが原価に大きくきいているということで単価が家庭部門は高く、自由化部門は安くなっているということを説明しております。

それから、規制部門と自由化部門を配分していった結果、利益率がどういふふうに変わっていくかということでもありますけれども、45ページの結果が示しておりますけれども、一番下の欄を見ていただきますと総原価に対する事業報酬の割合ということで、6.3対5.3でありますとか6.1対5.4、多少規制部門のほうが大きくなっております。これは何で1対1にならないかと申しま

すと、規制部門は先ほど申し上げましたように設備をたくさん使っているということで事業報酬が設備に対する報酬であるという考え方からこういう形になっていると。

実は、その真ん中の間、実績、実績、実績と4年ありますけれども、当然、これは原価をつくったときにはある程度適正な配分になっているんですが、実際にそれを電気料金で回収しますと、実際には燃料費の動向でありますとか、離脱の動向でありますとかによりまして利益率が変わってくる。特に燃料費が高騰する場合には、例えば23年度にありますように、規制部門が9.3%の赤字、自由化部門も17.5の赤字ということで、非常に自由化部門に大きく赤が出ていると、利益が薄くなっているというのがあります。これが積み上げますと、さっきの申し上げましたとおり利益率が違うということになるんですけれども、料金改定を行うごとにその利益率は適正化されるという仕組みになっているということでもあります。

48ページに飛んでいただきまして、レートメイクであります。

そのような形で規制部門の原価ということが配分されました。その配分された結果、どういうふうに料金をつくっていくかということでもありますけれども、これは算定規則上、費用と収入が一致するように設定するということが決まっております。加えまして、選択約款という形で選択メニューをつくることもできるということも決まっております。

それから具体的な設定につきましては、2.の四角のところちょっと読んでみてもなかなかあれですけども、要は基本料金と従量料金の組み合わせにより設定することが原則ということになっております。したがって、その費用をトータルで、複数のメニューで想定される収入で回収するという形になっているということでもあります。

49ページは若干まだ違う話でありまして、家庭用の従量料金が御存じのとおり3段階料金になっております。1段目、120キロワットアワーまでの少ないキロワットアワーにつきましては安目になっておりまして、2段目、3段目、たくさん使うほど単価が上がっていくという形になっております。その考え方をここに示しております。

50ページ以降は、今回の申請における約款の変更点でありますとか、あるいは51ページは新たな選択約款をつくられるお話、それから四国さんのようにオール電化のメニューを廃止するといったようなお話、そうしたことがここに書いてございます。

それから、これもご参考までですけども、今回の原価とは直接余り関係ありませんが、57ページに燃料費調整制度を書いております。模式図でありまして、これは毎月毎月燃料価格が変われば毎月の電気代が変わっていくという制度でありますけれども、単価の変更につきましてはこの燃調制度で変動させると。他方で量の増減につきましては、これでは回収できないということで、今回の値上げがこの量の概念で値上げになっているということでもあります。

細かい諸元は58ページ以降に書いてございます。

最後に60ページ以降で、事後評価でありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、設定した料金、設定した時点はこのような形で正しかったとしても、その後、原価と実績がずれていく可能性があります。それにつきまして、どういうふうにチェックしていくかということでありまして、従来から分別と言っていますけれども、自由化部門と規制部門それぞれの収支を行政は確認しておりました。その上でもし自由化部門が赤字の場合のみ、その会社を公表するということで、60ページの右下に公表事例がありますけれども、赤になれば内部補填を防ぐために公表してきました。しかしながら、震災以降のより透明性を求めるということもありまして、おとし以来の有識者会議の提言を受けまして毎年公表するということになった次第であります。

加えまして、61ページに原価と実績の乖離につきまして、原価算定期間内にはどのようなチェックをするか、原価算定期間後にはどのようなチェックをするかということもあわせて制度をつくっております。

特に原価算定期間後における評価につきましては、63ページにありますけれども、一定のステップといたしますか、一定の考え方を整理しまして、累積した超過利潤がたまってくれば料金の申請命令を発動する。つまり、原価算定期間が終わっても、ずっと改定が行われない。その上で利益がたまっていくという状況になれば、それは需要家に還元すべきという形で料金の申請を命ずるということを定量的に示したものでございます。

68ページ、最後に論点でありますけれども、費用の配賦につきましては、非常に先ほど細かい話ですけれども、算定規則は基本的に決まっていますので、それにのっとって適切に行われているかということを一箇所一箇所チェックしていくと。その結果、直課、配賦、帰属の比率、直課が多いほど確からしいというありますけれども、その比率でありますとか、あるいは需要の推計方法、これが正しく行われているか、それから事業報酬の配分がその結果適切に行われているか、こうしたことをチェックしていくということでもあります。

それから料金のつくり方のレートメイクでありますけれども、基本料金と従量料金の設定、今回、基本的に従量料金を上げておられますけれども、その設定のあり方。3段階料金の傾き、それを使えば使うほど高くなるということの高く仕方、あるいは選択約款の改廃、これについてどのように考えて行われているか。それからこれも関連しますが、オール電化割引とか、機器要件の扱いをどうされているか。それから提出される選択約款についてはその需要家への説明をどのようにしていくか。それからこれもご指摘いろいろあって今回直されますけれども、延滞利息制度の見直しが適切に行われるか。さらには、直接原価とはあれですけれども、今回、公聴会でもさまざまご指摘いただいていますけれども、周知活動が十分行われているか、こうしたことも論

点かと思えます。

以降、参考資料と関西電力、九州電力における結果が書いてありますので、説明は省略いたします。

長くなりましたが以上です。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、まず東北電力よりご説明をお願いしたいと存じます。20分程度でお願いできますでしょうか。佐竹副社長からでよろしゅうございますか。よろしく願いいたします。

○佐竹取締役副社長（東北電力）

それでは、資料7-1 設備投資関連の費用についてご説明いたします。

2ページでございます。

設備投資額につきましては、工事仕様・工法の合理化等に加えて競争拡大による発注価格の削減により191億円の効率化を織り込んでおります。ただ東日本大震災や新潟・福島豪雨水害への対応、また原子力発電所の安全向上対策費より、前回改定と比較して368億円増の2,813億円となっております。

3ページは設備投資額の推移でございます。原子力発電所の安全向上対策及び震災・水害対応を除けば、原価算定期間の設備工事額は震災前の水準を下回っております。

4ページ、5ページは電源の新設・更新計画ですが、説明は割愛させていただきます。

6ページから8ページにつきましては、これも震災、それから豪雨水害への対応を記載しております。震災及び水害の2つの大きな災害の対応として、平成27年度までの累計で2,457億円の設備投資を計画しており、原価算定期間の年平均では126億円の投資を見込んでおります。

9ページから11ページでは、原子力発電所のさらなる安全性向上対策について記載しております。当社では新規制基準を踏まえた安全性向上対策を継続的に実施することとし、女川及び東通原子力発電所において平成27年度までの累計で1,540億円の投資を計画しており、原価算定期間の年平均では464億円の投資を見込んでおります。

次に、12ページから14ページでございます。

これは流通設備への投資計画でございますが、説明は割愛いたします。

15ページから17ページは、先ほど191億円と申し上げましたが、設備投資額に織り込みました効率化の内容を記載したものでございます。

19ページ、それから20ページでございますけれども、今度は減価償却費でございます。減価償却費は、年平均2,063億円を織り込んでおり、その中に震災・水害関連として年平均242億円、原

子力安全対策関連分が年平均57億円、それぞれ増加分となっておりますけれども、全体としては償却の進行等により前回改定と比較しますと184億円の減となっております。

22ページからは事業報酬のご説明でございます。

事業報酬は、電気事業の運営に必要な資金調達コストとして料金算定規則に基づき算定しております。今回の原価では、レートベースが2兆9,426億円となりまして、それに事業報酬率3.0%を掛け合わせた883億円を事業報酬として算入をしております。

23ページは、事業報酬の算定方法ですが、説明は割愛いたします。

24ページは、レートベースのうちで特定固定資産についての記載でございます。償却の進行等によりまして全設備合計では、前回改定と比較いたしまして1,773億円の減少となっております。

25ページは、原価算定期間中に再稼働を見込まない女川原子力発電所の取り扱いについてでございます。女川原子力発電所は、復旧工事や新規制基準を踏まえた安全対策など再稼働を目指して準備を進めておりまして、電気事業に不可欠な資産としてレートベースに織り込んでおります。

26ページ、27ページは、レートベースのうちの建設中資産について記載しております。新仙台3号系列の新設等によりまして、前回改定と比較しますと391億円の増加となります。

28ページから34ページは、レートベースのうちの核燃料資産についての記載でございます。

28ページですが、今後新たに取得する核燃料資産につきまして、至近の調達量を削減いたしますものの、原子力発電所の利用率が大幅に低下することによりまして、前回改定と比較して182億円の増加となります。

飛びまして35ページ、36ページは、レートベースのうちの特定投資についての記載でございます。平成22年の日本原燃の増資引き受け等の影響によりまして、前回改定と比較すると336億円の増加となります。

続きまして37ページでございますが、レートベースのうちの運転資本についての記載でございます。

また38ページから41ページにつきましては、事業報酬に関する参考資料でございますので、説明は割愛いたします。

43ページから固定資産除却費について記載しております。

今回原価では、固定資産除却費を年平均415億円算入しております。これは前回原価と比較して115億円の増加となっておりますけれども、その主たる要因は東日本大震災後に供給力対策として設置した緊急設置電源の除却によるものでございます。

44ページをごらんください。

緊急設置電源、これは震災後の深刻な供給力不足による計画停電の回避など、安定供給維持の

ために環境アセスメントの適用除外が認められまして、短期間で建設したものでございます。環境影響が大きいことから、需給逼迫時のみ運転することとしておりますし、また適正予備率の確保が見通せる段階では順次廃止することとしております。これら緊急設置電源の除却によりまして、年平均157億円の固定資産除却費を原価に算入したものでございます。

以上が設備投資関連の説明でございます。

続きまして、公租公課でございますが、資料7-2でございます。

1ページの総括をごらんください。

公租公課は、水利使用料以下、記載のような項目の合計でございます。地方税などの各税法等に基づきまして販売電力量や設備投資などの前提計画をもとに算定しております。償却が進行したことに伴いまして固定資産税が減少したこと、税制改正によって法人税が減少したことなどによりまして、前回原価と比べて50億円ほどの減少となっております。

2ページは水利使用料でございますが、これは枠の下の算式に基づいて算定したものでございます。前回原価とほぼ同水準でございます。

3ページは固定資産税、4ページは雑税でございます。いずれも法令、前提計画に基づいて算定しております。なお、雑税については、原子力の低稼働による核燃料税の減少によりまして、前回改定と比べて5億円の減少となっております。

5ページですが、当社の原子力発電所がございまして青森県と宮城県の核燃料税の内容でございます。

6ページは電源開発促進税、7ページは事業税でございます。法令に基づき算定しております。

8ページですけれども、法人税でございます。これは料金算定規則に基づき算定しております。配当については、1株当たり50円として算定をしております。料金原価における法人税は、健全な事業運営を継続する上で必要となる資金コストとして算定するものであり、実際に支払われる配当金や法人税とは異なるものでございます。

公租公課については以上でございます。

最後に、資料7-3、費用の配賦・レートメイクにつきましてご説明させていただきます。

4ページをごらんください。

総原価を規制と自由化部門に配賦する個別原価計算のプロセスをまとめたものでございます。図の左上、総原価の1兆5,401億円を経済産業省令に定められたルールに基づいて計算しまして、右の欄の特別高圧、高圧、低圧ごとに原価を配賦いたしました。さらに詳細な算定フローは5ページから9ページに記載しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

飛びまして10ページでございます。

個別原価計算の具体的な算定内容に入りますけれども、10ページと11ページは9部門への整理、それから12ページと13ページでございますけれども、一般管理費等の他の8部門への配分でございます。一般管理費等の配分基準につきましては料金算定規則に定められておりますけれども、次の14ページ、15ページに記載のとおり、一部事業者の実情に応じた事業者設定基準を設けております。

16ページからは、送電・高圧配電関連費、いわゆるネットワーク費用とそれから送電・高圧配電非関連費、いわゆる電源関連費用などのネットワーク以外への配分でございます。具体的な内容につきましては、17ページから21ページに記載しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思っております。

続きまして22ページ及び23ページは、固定費並びに可変費への配分でございます。前のページまでで整理しました送電・高圧配電関連費と送電・高圧配電非関連費を販売電力量の増減にかかわらず発生する固定費と、販売電力量によって変動する可変費に配分しております。

24ページから30ページにかけては、これは各需要種別への原価配分並びに保留原価の整理について記載しております。23ページまでのところで整理しました固定費と可変費につきまして、料金算定規則に基づき電圧別に配分しております。配分比率の考え方や算定諸元、算定結果につきましては25ページ以降29ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思っております。保留原価の整理につきましては、30ページに記載しております。

31ページから33ページにかけては、今回申請原価の具体的な配分結果について記載をしております。

まず31ページでは、規制・自由化部門への原価の配分結果を示し、32ページでは参考でございますけれども、費目別の規制部門と自由化部門への配分についてお示しをしております。冒頭にご説明いたしました総原価1兆5,401億円のうちの約45%、6,955億円を規制部門に配分しております。

個別原価計算に関する説明は以上でございます、次にレートマークについてご説明を申し上げます。

35ページをごらんください。

規制部門の料金には大きく分けましてお客様との契約の基本となります標準的な電気の使用を前提した供給約款と、お客様にお選びいただける負荷平準化や効率的な事業運営に資することを前提とした選択約款、この2種類がございます。

36ページをごらんください。

レートマークの基本的な考え方について記載しておりますけれども、契約種別ごとの料金単価

は定額料金制や二部料金制、従量電灯の3段階料金制、季節別や夜間時間帯料金などの要素を踏まえまして、料金算定規則に基づき規制部門に配分された原価と料金収入が一致するように設定をしております。

37ページでございますが、基本料金と電力量料金の基本的考え方について記載しております。

固定費及び需要家費は、使用電力量にかかわらず発生する費用でありますので、基本料金でご負担いただくことが原則と考えられますが、使用電力量の少ないお客様の負担感等を考慮いたしまして、電力量料金においてもご負担をいただいております。今回の電気料金値上げ申請が、主として燃料費をはじめとする可変費の増加を理由とするものでありますことから、基本料金は維持した上で、電力量料金の値上げを申請したものでございます。

38ページでございます。

3段階料金制における料金格差について記載しておりますが、生活必需的な電気の使用への影響を軽減するために、第1段階料金の値上げ幅を抑制するとともに、省エネルギー推進という観点から、第2段階料金と第3段階料金の料金格差を拡大しております。

39ページは、第1段階適用電力量の設定根拠について記載しておりますけれども、電気事業分科会の報告を踏まえまして、従来と同様120キロワットアワーで設定しております。

40ページにおいては、第2段階、第3段階区分値の設定根拠でございますが、これも従来の値と同様300キロワットアワーで設定しております。

41ページは夜間時間帯の料金単価の設定方法について記載しておりますけれども、夜間時間帯の供給原価を勘案して設定したものでございます。

42ページですが、これまでご説明した考え方に基づきまして設定した主な契約種別の料金単価を記載しておりますのでごらんいただきたいと思います。

43ページでございます。規制部門の原価と想定料金収入につきまして、これまでご説明いたしました契約種別ごとの料金収入の合計が規制部門に配分されました原価と一致するように料金を設定しております。

44ページから46ページにかけては、主な契約種別の料金収入の想定についての記載でございます。

47ページは参考でございますが、需要想定と実績につきまして、前回の平成20年改定における需要想定とその後の需要実績との推移を記載したものでございます。

次に48ページをごらんいただきたいと思います。

新たな料金メニューの設定について記載しておりますが、夏季のピーク抑制効果によりさらなる負荷平準化を図ることを目的に、選択約款にピークシフト季節別時間帯別電灯を設定いたしま

す。

49ページでは、これに伴うお客様のご契約変更の想定について記載をしたところでございます。次に50ページでございます。

今回、変更を予定しております選択約款としまして、時間帯別電灯の5時間・8時間通電機器割引、通電制御型夜間蓄熱式機器割引等につきまして、管内の深々夜帯における負荷平準化が進んだことなどから、新規のご加入は停止させていただきます。ただし、お客様への周知期間を設ける観点から、平成26年3月31日までを経過措置期間として設定しております。なお、当社におきましては、オール電化割引や夜間蓄熱式機器を保有要件としているメニューは設定しておりません。

51ページでございます。平成27年4月からになりますが、現行の早遅収料金制度を廃止いたしまして、延滞利息制度を導入することとしまして、その内容を記載したものでございます。

52ページから58ページで、今回の値上げに関するお客様へのご説明について記載しておりますが、53ページにまとめましたのでごらんいただきたいと思います。

これは4月末時点でのお客様へのご説明状況でございます。ホームページの値上げ申請特設ページには約5万8,000件のアクセスをいただいております。それから、東北電力ニュース、検針票もご説明媒体として利用しておりますけれども、特に各種団体様の項目をごらんいただきたいと思います。当社では全社を挙げて、今回の料金値上げ申請のご説明に努めておりまして、これまで各種組織・団体様への訪問は約4,500回、約1万2,000人ほどのお客様へご説明を行っておりまして、そのうち消費者団体様へのご訪問は約340回、約2,200名ほどの方々にお話を聞いていただきました。その中で、説明会、勉強会の実施が320回ほどございまして、延べで6,600名ほどのお客様にご説明をさせていただいたところでございます。コールセンターにつきましても、料金専用ダイヤルを設置しておりますけれども、今後ともお客様へのご説明については継続して丁寧に対応してまいりたいと考えております。

59ページ以降は、主な料金制の種類と料金メニューの概要について参考までに記載しておりますのでご確認いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、四国さんから家高常務でよろしゅうございますか。また20分程度でご説明いただきますので、よろしく願いいたします。

○家高常務取締役（四国電力）

それでは、資料ナンバー8-1をごらんいただきます。

設備投資関連費用についてご説明させていただきます。

1 ページ目、ごらんいただきますと設備投資計画の概要を記載してございます。前回との比較を左の表で見えていきますと、上側の電源設備に係ります設備投資につきましては、差引欄に記載のとおり福島第一原子力発電所の事故を踏まえました伊方発電所の追加安全対策の折込みなどによりまして、前回改定に比べ141億円増加いたしております。中ほどの流通設備に係る設備投資につきましても、高度成長期に施設した設備が改修時期を迎えたことによりまして増加などによって16億円増加してございます。以上のような増加要因はありますものの、合計では原資燃料調達数量の減少などによりまして12億円減少の731億円となっております。

なお、右側の棒グラフでは伊方発電所の追加安全対策費用も含めました各年の推移を示してございます。

2 ページ目には、各年度の投資額を、また3 ページ目には平成4年からの投資額の推移を記載しておりますが、説明を省略させていただきます、4 ページ目をごらんください。

ここでは各設備の投資計画の概要を示してございます。設備につきましては、法令遵守や公衆安全の確保、設備の高経年化など安定供給の確保を図るために必要な投資を厳選して織り込んでございます。以上を踏まえて主な電源・送変電設備の開発計画を次の5 ページに、また6 ページから10 ページにかけては設備改良工事の具体的な事例を紹介しておりますので、後ほどご確認いただくといたしまして、恐れ入りますが11 ページに飛んでいただきます。

ここでは、設備投資についての効率化の取り組みを記載してございます。表で大きく2つのテーマに整理しておりまして、具体的には年平均で見まして表の右端をごらんいただきますと、調達・取引価格の低減によりまして45億円、工事内容や実施時期の精査によりまして30億円、合計で75億円の削減を織り込んでございます。これを減価償却費にいたしますと10億円の削減に相当いたします。

12 ページに移っていただきます。減価償却費の内訳を記載してございます。

減価償却費は伊方原子力発電所の一層の安全対策の実施などの増加要因はありますものの、償却の進行などによりまして前回原価と比べて110億円減少し、559億円となっております。

13 ページをごらんいただきます。減価償却費の算定方法をまとめてございます。

記載のとおり、設備投資額で見まして、約6割について個別の積み上げで減価償却費を算定してございます。

14 ページをごらんください。事業報酬の算定概要についてでございます。

事業報酬につきましては、料金算定規則に基づき適正な事業資産の価値（レートベース）に事

業報酬率を乗じて算定してございます。前回原価と比べますと、償却の進行によりましてレートベースが減少したことから、事業報酬は4億円減少し、トータル292億円となっております。

事業報酬率そのものについては、次の15ページに記載してございます。料金算定規則及び審査要領等を踏まえまして、3%を適用することといたしております。計算過程は下の表のとおりでございます。

16ページをごらんください。特定固定資産の内訳でございます。

特定固定資産につきましては、償却の進行により前回原価と比べ1,150億円減の7,273億円となっております。なお、審査要領等を踏まえまして長期計画停止火力や売却予定の資産、あるいは販売促進に係るPR施設等は原価に算入いたしておりません。後ほどご紹介しますが、28ページに記載してございます。

17ページをごらんいただきますと、原価算定期間中の再稼働を見込まない原子力機の取り扱いについて記載してございます。

原価算定期間中の再稼働を見込まない伊方1・2号機につきましても、一日も早い再稼働を目指して安全対策を着実に進めているところでございまして、今後も重要な電源と考えております。このため、これらのプラントの維持運営に係る費用などにつきましては原価に算入いたしております。

18ページをごらんください。建設中の資産の内訳でございます。

建設中の資産につきましては、原子力発電所の追加安全対策などによりまして前回原価と比べ42億円増の192億円となっております。

次の19ページでは、建設資産の期中増減額を示しておりますが、省略させていただいて、20ページにお進みください。核燃料資産についての説明であります。

装荷以前の核燃料資産は、発電所での保管燃料の増加などによりまして、前回原価と比べ396億円増加しております。一方、再処理関係の核燃料資産は日本原燃への前払い金残高が減少し、前回原価と比べますと177億円減少しております。以上の結果、核燃料資産合計では前回と比べ219億円の増加となっております。

21ページは先ほどご紹介あったとおりでございますので、22ページにお進みいただきますと、ここでは核燃料資産の新規取得と減損額の計上による減少の内訳を記載してございます。

23ページをごらんいただきますと、ここでは核燃料資産につきましても多様な効率化に努めてきていることを示してございます。工程ごとの取り組みを表に記載しております。精鉱から濃縮の段階では、複数事業者からの同時提案と契約交渉を通じての価格低減、あるいは多様な価格条件の設定によりまして価格の安定化などを図っておりますし、成型加工段階では国内メーカー間の

競争入札による価格低減に努めておるところでございます。

24ページ目には、日本原燃への前払い金について、年次推移を記載してございます。

25ページは、特定投資の内訳を記載しておりまして、日本原燃の増資引き受けなどによりまして前回原価と比べ179億円増の270億円となっております。

26ページは、特定投資の投資先、主な事業内容及び当社の出資目的、メリットなどについて整理をいたしております。後ほどご確認をいただきます。

27ページをごらんいただきますと、運転資本の内訳でございまして、燃料費の増加などによりまして前回原価と比べ営業資本は66億円増の473億円、貯蔵品は24億円増の139億円となっております。

28ページ目は、先ほどご紹介しましたレートベースの不算入項目について記載してございます。トータルで5億円を不算入といたしております。

29ページ目は、レートベース不算入項目の前回改定時の扱い及び今回レートベースに算入しておりますPR施設についてお示しをしております。後ほどご確認をいただきます。

30ページ目は、原価変動調整積立金及び別途積立金の扱いについて記載をしております。燃料費調整制度が導入される以前は、円高・原油価格の低下により発生した利益を積み立てておりまして、前回改定時はこうした積立金であります500億円をレートベースから控除してございました。今回改定につきましては、原価変動調整積立金については平成24年6月に全額取り崩しております。さらに別途積立金につきましても、平成25年6月の利益処分において全額が取り崩される見通しにございますので、レートベース自体に計上されてございません。

31ページは固定資産除却費の内訳でございます。増減要因はありますものの、前回とほぼ同水準の74億になってございます。

以上が設備投資関連費用でございまして、引き続きまして資料の8-2をごらんいただきます。公租公課の説明に移らせていただきます。

1ページ目をごらんいただきますと、公租公課の縦に水利使用料から順にごらんいただきますとごらんのとおりでございまして、それぞれ税法に従い、また前提計画に基づき算定した結果、前回原価に比べますと34億円減少の合計3カ年平均値339億円となっております。

2ページ目が水利使用料でございます。これにつきましても、河川法の定めるところによって算定し、ほぼ前回並みの7億円になってございます。

3ページ目が固定資産でございまして、設備投資計画等に基づき課税標準額を想定し、税率を乗じて算定しております。その結果、償却進行による減少影響で、前回原価に比べますと約12億円減少の約103億円となっております。

4 ページ目が雑税でございます。これにつきましても、販売電力量や設備投資などの前提計画に基づき課税標準額を想定した上で税率を乗じて算定したものでございます。ただ、核燃料税の税率変更などによる増を反映し、前回原価と比べますと約4億円増加の15億円となっております。

その核燃料税について、次のページに記載してございます。増減理由になりますが、当社の場合、現行条例の適用が平成26年1月に更改時期を迎えます。このため既に先行して更改されております他県の事例を参考にいたしまして、税率は現行の13%から17%相当へ、また対象を従来の価格割に出力割を加える方式とする方向で考えてございまして、今回原価にはこの前提で織り込んだ結果、前回原価に比べ約4億円の増となったものでございます。

6 ページ目は電源開発促進税になります。課税対象になります販売電力量の減少を反映いたしまして、前回原価比6億円減少の105億円となっております。

7 ページ目が事業税でございまして、地方税法の定めに基づき算定した結果、前回原価比4億円減少の59億円となっております。

8 ページ目が法人税でございまして、これは東北電力と同様の方式で前回原価に比べますと16億円減少の50億円となっております。

それでは、次に費用の配賦・レートメイクの説明に移ります。

資料の8-3をごらんいただきます。

まず4ページ目をごらんいただきますと、ここには先ほどのご紹介どおり、会社全体の総原価を、その機能や性質に応じまして規制部門と自由化部門に配賦するプロセスを示してございます。左上に5,070と記載しておりますが、これが当社の3カ年平均の総原価でございまして、これを順次右のほうに配賦をいたしまして、一番右側の特別高圧、高圧、低圧に係る原価に配賦していくという算定のフロー図でございまして。

5ページから8ページにつきましては、その計算フロー図を詳細に記載しておりますが、5ページをまずごらんいただきますと、上の左方に書いています1. 原価等の算定の欄を右にごらんいただきますと、当社の総原価5,070億円のうち、保留原価を除きます4,424億円を9部門に整理し、電源線等にかかる費用をネットワーク部門から電源分も振り替えております。その上で、9部門整理で一般管理費等に整理された額を水力発電費から販売費までの8部門に配分し、その結果が4の第一次整理原価になります。

6ページ目をごらんください。

第一次整理原価をネットワークに関連する費用でございます送電・高圧配電関連費と、それ以外の送電・高圧配電非関連費としてそれぞれ整理をいたしまして、さらにこれを固定費、可変費、

需要家費に配分したものでございます。

7ページは、6ページで整理しましたそれぞれの固定費、可変費、需要家費を需要配分比により需要種別ごとに配分してございます。ごらんとおり、上側に記載の各種配分比率を用いまして下側の表のように各種配分を行っておりまして、丸に記載の数字が適用する配分比率をあらわしてございます。

8ページ目をごらんいただきますと、保留原価の配分では残しておきました保留原価を低圧、高圧、特高別に、さらに固定費、可変費、需要家費別に配分してございます。14の表の一番右側、これがこれまでの配分結果の合計でございまして、一番下の合計が総原価の5,070億円となっておりますことが確認できようかと思えます。

9ページに移らせていただきます。

これまでの算定結果を集約した表を記載してございます。下は右端の欄のとおり、総原価5,070億円、これを規制部門、自由化部門に分けますと半々の約2,500億円がそれぞれ原価になってございまして、おのおの需要で除した料金単価といたしましては右端のとおり規制部門が22円68銭、自由化部門が15円41銭となっております。

この後10ページから29ページにかけましては、費用の配分の各段階の補足説明を記載しておりますので、説明は割愛させていただきます、恐れ入りますが30ページまで進んでいただきます。

30ページでは、費目別の規制部門と自由化部門への配分結果について記載しております。先ほどもご紹介しましたが、規制部門と自由化部門の原価はどちらも2,500億円程度とほぼ同等となっておりますことが確認できようかと思えます。

また、次の31ページには、電気をお届けするまでの流れと費用の発生源として、費用の発生源ごとに規制部門及び自由化部門の原価単価を記載しておりますので、ご確認をいただけたらと思えます。

それでは、以上、費用の配賦について説明を終えまして、レートマークに移らせていただきます。

33ページをごらんください。ここから36ページ目までは、料金制度の考え方について記載しておりますので、詳細になりますので説明は省略させていただきます37ページをごらんいただきます。

基本料金と電力量料金の基本的な考え方について記載してございます。今回の申請につきましては、基本料金は据え置き、電力量料金の値上げとさせていただいたことを示してございます。

次の38ページをごらんいただきますと、従量電灯の3段階料金格差の考え方をお示ししてございます。今回の申請では、生活に必要不可欠な電気の使用への影響を緩和するため、第1段階料

金の値上げ幅を相対的に小さくする一方で、省エネルギー推進という観点から、第2段階と第3段階の料金格差をこれまでより拡大をさせていただいております。

39ページ目には、現行と同じく区分値として第1段階、第2段階区分値は120、第2段階、第3段階区分値は300キロワットアワーを採用させていただいております。

続きまして41ページに進んでいただきますと、ここでは夜間時間帯の料金単価につきましては、夜間時間帯の供給原価をもとに算定したことを示させていただいております。

次に、42ページ目は省略させていただきまして、43ページをごらんいただきますと、規制部門の料金は規制部門に配分された原価と規制部門合計の料金収入が一致するように設定させていただいていることを示してございます。

44ページから46ページにつきましては、主な契約種別の料金収入の算定方法について記載しております。料金収入の算定は、契約種別ごとに料金単価と原価算定期間における想定需要ごとに行っております。

47ページに進んでいただきまして、ここでは前回の平成20年料金改定における前提需要とそれ以降の各年度別の需要実績、これを参考までに記載してございます。

48ページ目は、新たに導入いたしますピークシフト型時間帯別電灯について説明をいたしております。電気のご使用を夏季ピーク時間からそれ以外の時間に、または昼間から夜間に移行していただくことで、電気料金の負担が軽減できるメニューとさせていただいております。

49ページ目は、この新メニューの設定に伴いますお客様の契約変更の想定を示してございます。

50ページ目をごらんいただきますと、スマートメーターを活用した新メニューの導入と季節別時間帯別電灯の新規加入停止について記載しております。平成27年度以降、スマートメーターの導入によりまして、需給状況に応じたきめ細かな時間帯区分やレートの設定が可能となりますので、これを活用した新しい料金メニューを導入する予定といたしております。こうした状況を踏まえまして、オール電化割引のある季節別時間帯別電灯につきましては、平成27年3月末をもって新規加入を停止いたすことといたしております。

51ページ目は、平成26年10月ご請求分から現行の早遅収料金制度を廃止し、延滞利息制度を導入するという示してございます。

52ページからは、電気料金の値上げに関するお客様へのご説明についてでございます。

まず、ご家庭など規制部門のお客様には、検針時におけるリーフレットの全戸配付、あるいはホームページでの情報提供を実施してございまして、自治体や消費者団体を初めとする各種団体の皆様には、ご訪問などを通じ丁寧なご説明を実施しているところでございます。特に、公聴会を初めいろんな方々から、より幅広い方を対象にしたより丁寧な説明をというご要請をいただいて

おりますので、現在、四国の各地域におきまして消費者団体の支部や会員の皆様などに対象を広げた説明会を開催中でございます。

53ページをごらんください。自由化部門のお客様につきましては、全てのお客様対しまして電話または訪問により説明をいたしております。

詳細は後ほどご確認いただきまして、54ページに移りますが、お客様の負担軽減につながる節電・省エネ方法の紹介、あるいは新料金メニューへの加入シミュレーションなど、お客様へのお役立ち情報を本社ホームページにおいて積極的に提供しておるところでございます。

55ページは、各メニューの料金単価、これ以降記載してございますので、後ほどご確認いただければと思います。

当社からの説明は以上とさせていただきます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。盛りだくさんな内容を要領よく両社からご説明をいただきました。

それでは、以上両社からのご説明、それから先ほどご説明のあった指摘事項へのご回答に関し、ご質問、ご発言のある方どうぞご自由にご発言ください。どうぞどなたからでも結構です。

○河野オブザーバー

では、今説明していただいたところに東北電力に対して1件、それから四国電力に対して2件でご質問させていただきます。

東北電力の資料7-1の一番最後のところだだと思いますけれども、緊急設置電源が本当に大変なときにいわゆる環境アセスメントをしないで、この5つで発電して、今回それを全て固定資産除却費ということで費用計上されているというふうに理解してよろしいんですね。

○佐竹取締役副社長（東北電力）

八戸を除く4つについては、そうです。

○河野オブザーバー

それで、またこの7-1の4のところでは、電源の新設とか更新計画として、水力は新しくつくられるんですけども、LNG等の新設の計画もされていて、こちらのほうも消費者が料金を払うというところに含まれると思うんですけども、何となく、今あるものを、そのときだけ緊急避難的に使っていたとしても、すべて減価償却のほうに回して廃棄してしまって、新しいものをまたつくるといって、同じ電気を生み出すのに、そのあたりが何となくもったいないのかなという感覚が否めないんですね。もし、廃棄されるものを、例えば売るとか、何か全て廃棄ではなくて、違う活用方法がないのかなというふうに感じたのが東北電力さんへの質問です。

それから四国電力さんへの質問は、今まで原子力に非常に頼った発電をされていたんだというのが、今回の原子力の核燃料資産のところでも非常にふえていて、それはそうなんですけれども、例えばリスク分散という意味で、今後の設備投資計画のところは、新エネルギーのところは前回は今回も全くないというふうな、つまり横棒が引いてあるということは計画がないということだと思いますけれども、再稼働を見込んでいらっしゃる、それが大前提だと思いますけれども、そういったところに投資されるというふうなお考えはないのかというのが、四国電力さんへの1点目と。

それから2点目は、8-1の29のところは、これは大したことはないと思いますが、レートベースに算入しているPR施設というのが、比較的たくさんそこに並べられていますが、このあたりはPRという中身なんですけれども、本当に必要なものかどうかというのがちょっと疑問なので、具体的にどのようなものか教えていただければと思います。

○安念委員長

では、東北さんからのほうからお願いいたします。

○佐竹取締役副社長（東北電力）

緊急設置電源の除却に関するご質問ですけれども、まず申し上げましたとおり、この緊急設置電源の目的は、震災で発電所が不足したために供給力が不足し、その結果、計画停電が起これかねない。それを防止するために文字どおり緊急的に設置したものでございます。

環境アセスメントの免除を受けておりますので、はなから、まずは環境負荷を小さくすること、それから供給力がある程度戻った時点で廃止することという条件つきで設置しておりまして、当初から短期間での稼働、そして廃止ということを想定したものでございます。供給計画もこのように原子力発電所の電源の戻り等に合わせて、順次環境負荷の大きなものから、例えば軽油焚きの緊急設置電源から先に廃止をしていくという計画を組んでおります。

その中でご質問は、単に廃止するのではなくてほかの方法を考えなかったかということだと思いますけれども、幾つかの策は考えております。1つは、転用でございます。これは原価外の期間になりますけれども、新仙台3号系列という大型のガスコンバインドサイクルが平成28年度、29年度と動きますので、この中に一部を転用できないかということを検討いたしましたけれども、工程の関係上、これは不可能という結論でございます。

それから転用につきましては、この44ページの中にも八戸5号をガスコンバインド化して使うということが1件ございますので、これを大型の秋田5号、東新潟5号についても検討いたしました。ただ、この緊急設置電源をガスコンバインド化するためには、排熱回収ボイラーや、排煙脱硝装置、蒸気タービン等のほかの装置が必要になります。その結果として、敷地面積が2倍か

ら2.5倍必要になると。このような制約条件がありまして、八戸以外の秋田、東新潟ではコンバインド化は現実的には非常に難しいという結論になりました。

そうすると、残る選択肢で、売れないかということについては、現在いろいろ検討はしておりますけれども、欲しいという側との時期の関係、それから出力の関係、それから特に電気機器、例えば発電機等につきましては、相手方の規制や周波数の違い等の関係がいろいろございまして、これまで種々検討しておりますけれども、現時点では極めて困難という状況でございますので、原価期間中に廃止するものとして除却費用を織り込むということが妥当であると判断したところでございます。

○安念委員長

何か重ねてありますか。

私も、実はその点伺いたかったところで、設備は設備としてあるわけだから、どこかに売ったらどうなんだろうと。そうすると、除却損は立てなくていいだろうと思うんですけれども、それはやっぱり無理だという話。つまりは、今のところはスクラップにするしか方法がなさそうだという、そういう理解でよろしいんですか。

○佐竹取締役副社長（東北電力）

基本的にこの緊急設置電源を一式でどこかに売れるかということについては、私どもは極めて悲観的であります。それは、ボイラーとかタービンとか発電機というのは、それぞれマーケットが違っておりまして、特に電気にかかわる部分については諸外国で全く仕様が違うということがあります。タービンについて不可能かどうかというのは、現時点で我々は困難と思っておりますけれども、これについては現段階では何とも申し上げられないと。

ですから、仮に一部が売却ができるのであれば、その部分についての除却損はなくなる可能性はあると。ただ、それが一体いつ、どれぐらいの価格で売却の可能性が出てくるのかということと合理的に見積もれないために、原価上はこのように織り込んでいきます、このようにご理解いただきたいと思います。

○安念委員長

わかりました。じゃ、四国さんから。

○家高常務取締役（四国電力）

2点ご質問いただきました。1点目はこの原価算定期間中の設備投資計画等々の中に新エネルギーが入っていないんじゃないのということだったと思います。我々再生可能エネルギーを初めとしていろんな形で今まで取り組んでおります。そのことをちょっと紹介しますが、たまたまこの原価算定期間中には新しい新設のものが入ってきていないと。むしろメガソーラーを初めとし

まして、一般の方が今風力も含めてどんどん進められております。これを系統上、我々が十分使えるような状態にしていくという期間だというふうに、この算定期間は、たまたまですがなっております。

新エネルギーをどういう形で進めてきておるかというのを若干ご紹介させていただきますと、例えば風力は室戸にいち早く実証設備としてつくった後、今、事業で使っていますし、太陽光はご案内のとおり四国は非常に日照時間が長いという地域ですので、太陽熱から太陽光の発祥の地ということで我がほうは、今、松山の火力跡地に2,000キロワットのメガソーラーをつくり、これはさらに2,300ぐらいの増設を計画しておりますが、残念ながらこの期間の中には入っておりません。また、バイオマスと称しまして木材チップ等々を西条の石炭火力で燃やしているといったようなこととか、いろいろ努力はしております。いかんせん出力がお天気任せの非常に不安定な電源ということで、今のところ全体の1%にとどまっておるというのが実情ではありますが、それにしてもできるだけ最大活用できる範囲でやっていくという姿勢はずっと持ち続けておりますので、ぜひご理解をいただけたらと思います。

また、長期的に供給責任を持っています事業者として、長い期間に安定した量と安定した価格でということを狙いとして電源の組み合わせをベストミックスという形でやっていますので、その中でやはり原子力が一番安いということで今まで進めてきた、その裏腹が今になっていますけれども、そうした各発電所の優位性あるいは有意義性を小学生の学生さんから始まって、いろんな方にぜひご理解をいただきたいということでおしをしておりますのが、ご指摘のあった29ページの各種PR施設でございまして、ここでは一般的なエネルギーの必要性、それがいかに生活上生産に役立っているかという一般論から始まりまして、それぞれの電源の役割がどうだと、しかもその電源のそれぞれについて実物を見ていただくと、あるいは本来なら全体として建屋に囲われて見えないというものも、実物大あるいは何分の一かのものを展示しながら見ていただくことで、より理解を深めていただこうというものでございますので、これについてはぜひ原価算入をお願いしたいということで織り込ませていただいております。

以上です。

○安念委員長

再エネはどうなんだとくると供給責任と答えるというのが、この業界のお作法でございますから、ご存じだとは思いますが、南先生からどうぞ。その次に松村先生ということで。

○南委員

河野さんとほとんど同じ疑問だったんですが、私のほうから追加して1つだけ。

経産省さんにつくっていただいた資料6の49ページのレートメイク②の欄を見ながら質問させ

てください。今回、いわゆる3段階料金制の格差改定を行っていただいています、特に2段と3段につきましては、従前よりも両電力さん格差を広げているという理解でおりますが、私、残念ながら所用があって公聴会に出られていないんですけれども、特に被災地の東北電力さんの地元である仙台におきましては、被災者の方々から数多く、電力料金値上げについての強いご意見が寄せられたと聞いております。

その中で、淡々とこの表を見ていきますと、例えば昭和55年のように2段、3段階差を1.16まで広げている時期があったのに、今回の申請は、東北電力さんにおきましては1.13、四国電力さんにおきましては1.12ということなのですが、ご尽力はいただいているという前提でさらなる格差の拡大といえますか、2と3の段差をもうちょっとつけるというふうな工夫は可能ではないのかと素朴に思うんですけれども、そのあたりについてご検討されたのか、ご検討されたとして、そのご検討結果と今回の申請の内容の関係についてご説明いただけますでしょうか。

○安念委員長

両電力からお答えいただいて。すみません、東北さんのほうからお願いいたします。

○佐竹取締役副社長（東北電力）

では、先に私から。

当社の場合ですけれども、従量電灯Bのお客様で3段階料金までお使いになるお客様の口数比で数字というのは約40%になります。ですから、4割のお客様というのは、この3段階まで300キロワットアワーを超してお使いになると。そういうお客様に対して甚だしい格差をつけるということは、省エネルギーの意義はあるとは考えますものの、やや行き過ぎた面が出てくるのではないかと。むしろ、省エネルギーということを徹底するのであれば、それは一般約款ではなくて、選択約款のほうでのメニューの設定に取り組むべきではないかと、こういうことが基本的な考え方でございます。

○安念委員長

四国さんのお考えいかがですか。

○四国電力説明補助者

四国も同様でございますけれども、やはり2・3段階格差を拡大いたしますと、3段階料金というか、300キロワットアワー以上たくさん使われるお客様のところでの値上げ率というのが、少ない使用量のお客様の値上げ率とのバランスでいきまして、やはり倍とかかなり大きく開いてまいりますので、そのあたりのバランスも含めて、それとあと1段、2段の格差の拡大、2・3段の格差の拡大、そのあたりのバランスを勘案して決めたものでございます。

○安念委員長

わかったような、わからないような話で、3段まで使うお客さんの割合がかなり大きいので、そんなに上げられないというんなら、3段階にしている意味もあんまりなくなっちゃうということなんだけど、まあ、いろいろなお考えあるでしょうね。

○南委員

せいぜい40%なのであれば、むしろ価値はあるんじゃないかという考え方もあると思います。

○安念委員長

考え方としてはね。おいおい議論いたしましょう。

松村先生、お願いいたします。

○松村委員

まず、今の点に関しては、この委員会でも過去、査定により算入原価を減らした際に、それをどこかに配分するかも議論したわけです。過去の例では、ほぼ全ての人に利益がある1段階目の料金、及びかなり多くの人にメリットがある2段階目の料金を主に下げ、第3段階目の料金は節電効果も意識して申請から大きく削減はせず、結果的に段階間の格差を若干拡大させる方向で査定してきたと思います。今回も今のご指摘を踏まえて、その形になると思います。出し直していただかなくても、今言った形でこの委員会である程度考えることは可能だと思います。

それから次に、前回までの質問に対する回答に関してです。まず資料5-1ですが、東北電力の3ページ目のところ、情報を出していただいてありがとうございました。

これは前回言うべきだったのですが、指摘し損ねたようです。申しわけありません。想定していたよりもっとよい、もっと詳しい情報がちゃんと出てきていると感じました。この印がついているもの以外は、非常勤の人は無報酬だと明記されています。これも知りたかった情報で、こういう形で情報を出していただいて感謝します。それでこの無報酬というのが、この料金値上げ申請を踏まえて、例えば今年度から辞退したというのか、昔からそもそももらっていないのかということがもしわかれば、追加で教えて下さい。

昔からと言っても大昔までさかのぼる必要はなく、震災の直前ぐらいの、例えば2010年ぐらいで見ても、もうもらっていない、というようなことがわかれば教えてください。ただ、これはどんな情報が出てきても、よりたくさん情報を出してくるということはポジティブな面だと思います。更に、仮に最近になってやめたということだったとしても、それは外部の声に耳を傾け、以前は問題だとは思わなかったが、誤解を招くことに気がついて襟を正してそのように改めたということで、これも評価されるべきことです。昔からもらっていないということなら、そもそも疑われるようなことはしていないということなので、こちらだとすれば更に評価されるべきことです。どっちで出てきてもポジティブに評価すべきことだと思います。情報としてどちらであるか

を教えていただければと思いました。

次に、四国電力の質問に対する回答で、例えばオール電化の普及による減収のインパクトとかを聞いて、この今回の質問項目にも入っているけれど、回答項目の中には見つからなかったのですが、次回以降出てくるということですね。

それから、また東北電力に戻ります。先ほどオブザーバーからもご指摘があった除却のところが、私もちょっと不思議に思っていたのです。安定供給を重視される電力会社が施設を持つと言い、緊急設置電源をいつまでも持っていたらコスト高になるからさっさと除却しなさいと経済学者が言う構図ならわかりやすいのですけれども、逆というか、一般的事業者が除却すると言い、本当に大丈夫か、また洪水とかが起こったらどうするのかと経済学者が心配しているというのもすごく変な気がするのですけれども、これは何で除却する必要があるのでしょうか。それは環境アセスの関係で、もうこれ以上の期間持てないということなら、経産省に汗をかいていただいて、仮に効率30%程度の天然ガスの火力でも、老朽化した石油火力発電所よりも環境に著しく環境に悪いかどうかは微妙で、アセスを免除されたという面はあるとは思いますが、それを配慮して廃止するというのだと、いかにも非効率的な気がします。

私は安定供給のために除却しないという選択も合理的な気がするのですが、それでも十分な予備を持っているので除却しても全く大丈夫。むしろコスト高になるので除却しますと、そこまで電気のプロである東北電力が言うのに私だけが文句を言い続けるのも変な話なので、一旦受け入れます。仮に除却するとして、その除却損はどう算入すべきなのかは別問題です。他の会社ではリースでやっているものもあります。こういう緊急設置で、かつ本当に短期しか使わないという頭でやっているわけだから、リースでやるのも合理的だと思います。

そうすると、リースのコストを参照して、3年間なら3年間使ったことを前提にして、買って除却するコストとリースのコストを比較して、結果的に買い取った結果として高いコストになったという負担を消費者に押しつけるのは変な話なので、それを上限にして、設備が売れようが売れまいが、合理的な調達方法をしたとしたらかかったはずのコストだけしか認めない。リースの方が割高という人もいますが、もしそれが正しければ、少なくともリースを選択しなかったことが合理的であったと確認するだけですから問題ないと思います。もし除却損がこれだけ立つんだったら不合理だったということだとすれば、除却損のところを圧縮するべきとなると思います。リースとイーブンになる水準の除却損しか認めないということをすれば効率的で能率的な電力供給のために必要最小限のコストという考え方に合っている。

具体的に幾らで売れそうですということを算定するよりは、そちらのほうがやりやすいと思いました。

以上です。

○安念委員長

では、東北さんから、無報酬の点と、それから今の除却の点ですが、もし現段階でお答えいただけることがあったら。

○佐竹取締役副社長（東北電力）

最初の非常勤役員の報酬ですが、甚だお答えしにくいご質問なんですけれども、これにつきましては、料金申請必至となったところで廃止をしております。理由は、役員報酬あるいは原価の透明性の確保、また、関係会社を通して迂回報酬があるのではないかとすることを避けるということが目的であります。

それから除却についてでございますけれども、申し上げましたようにこの環境アセスメントの免除を受けまして、一定の供給力が確保できた段階では順次廃止することという条件つきでございます。なぜそのような条件がつくかという、この緊急設置電源というのは排煙脱硝装置を設置することができないため、これはちょっと私データを持っていませんが、少なくとも現有の当社の現役の火力発電所と比較いたしますと、NO_xの排出濃度は、天然ガスですと10倍、軽油のほうですと15倍程度というようなオーダーになりますので、これを持ち続けて運転するということは事実上困難であると。

それからリースの関係ですけれども、東京電力が一部の緊急設置電源についてリースを行ったということは情報としては承知しております。ただ、私どもの場合に、この緊急設置電源というものをいつからいつまでといいますか、いつまで使うのかと。裏を返して言いますと、当社の供給力が安定する原子力発電の受電等がいつから開始されるのかということについて、当時は明確にできませんでしたので、リースの期間は設定できませんでした。したがって、これは投資という決断をしたところでございます。

○片岡電力市場整備課長

宿題のリストは、冒頭申し上げましたように、この今回資料4のうち、例えばいただいているのは今回回答あったのは5番、7番、10番、25番だと思うんです。残りは次回以降またまとめて出てくるということです。

○安念委員長

どうもありがとうございました。確かにリースの件は私もそうだなと思ったんですが、なかなか際物ですね。買い取りにするかリースにするかというのは、相手のあることだし難しいところだったんだろうなという拝察はいたしますが。

その次は加藤さん、その次、梶川委員、辰巳委員の順番でいきましょう。

○加藤オブザーバー

まず初めに、東北に審査委員の先生方、長時間公聴会にお越しいただき本当にありがとうございました。被災地の現状を聞いていただきありがたく思います。

私からは、設備投資のところ、消費者としては本当に資料を読み解くというのが非常に難しいので、先生方にはこの設備投資の効率化を織り込んでいるとか、あとは女川原発の耐震に対する安全性向上対策等について、審査委員の先生の方でよく見ていただくようお願いしますということです。

あとは、この新料金システムについてですが、この間、意見交換会とか説明会とか、消費者庁の意見交換会でも出ているんですが、なかなか消費者にはメリットが伝わってこないし、本当にこの新料金システムのメリットがあるのかと。あと一般家庭に余りメリット感が感じられないということがありますので、そういった点も東北電力の方には説明をより詳しくというお願いです。

○安念委員長

あれはインターネットの画面上で計算できるようになっているんですね。選択約款についてもなっているわけですか。

○東北電力説明補助者

なっています。はい。

○安念委員長

というご要望がございましたので。

では梶川さんどうぞ。

○梶川委員

ご質問というかコメントに近いのかもしれないんですけども、私もこの緊急電源のお話で、ご説明をお聞きしていて、一部まだ転売等不確定な要素もないではないのではないかなと。

ここに原価に算入されるというのは一つの価格政策というか、プライシングの経営的なご判断というのも影響するものじゃないかと思うので、そんな中では、費用計上を経理的にいつされるかということとは別に、これから原発が少し安定的に動かれるとか、今随分話題になっている燃料、シェールガスの問題で多少は安く手に入るのではないかと。そんなことを考え、かつ公聴会でもお聞きした、あえて恣意的にという意味ではないんですが、東北の今の現状を考えた場合に、この除却を盛り込む算定期間をもう少しずらされるということも全然理論的ではないというふうな感触は持たないので、もう1期ぐらいずらして正確にすべてが確定したときに除却を明確にされていくというようなこともあり得るのではないかなという気は、ちょっと情緒的なところもあるんですけども、したんですけども。

○安念委員長

それでは、査定方針の中でやっぱりちょっと話し合わなきゃいけないんだと思うんですね。除却として全部扱うというのも一つの手だし、それから除却を先に延ばして、その間は減価償却が出るわけだけれども、それはもちろん原価として認めなきゃいけないが、除却損ではなくて減価償却として賄うというのも一つの手だろうし、これはポリシーだからどっちが正しいとは言えないと思うんですが、査定方針案をつくる時にはこういう考え方でいきましょうというのを打ち出さなきゃいけないんじゃないかなと私自身も思っております。

辰巳委員どうぞ。その次、山内先生。

○辰巳委員

ありがとうございます。やっぱり私も東北の除却の話なんですけれども、先ほどまでのご説明の中で、もう一つ検討可能性があるんじゃないかと思うのは、条件が、もう必要なくなったら優先的に運転を停止する。運転を停止する等の措置しか書いていないですよ。だからやめなさいということ、とめておきなさいというだけですよ。置いておくというのはどういうふうを考えるんですかね。

だから、先ほど料金の設定の3年間の間にはまだ売れる見通しはないけれども、将来的には売れるかもしれないからというお話もちょっとあったような気がしたもので、ちょっと長期的に置いておいたら、それはどういうふうに計算、今おっしゃった減価償却が少しかかる、だからやっぱりこの除却費用が金額的にも大きいなというふうに思うもので。だから、スペース的に問題がなければ、そのまま使わないでとめればいいわけですよ、ここで書いている話は。だから、置いておくというのはどういうふうを考えるのかなというので、ちょっとわからないので検討できる一つかなというふうに思ったんですけれども。

それはちょっと置いておいて、四国電力のほうに、東北電力のほうでは資料5-1の9ページでしたっけ、原子力にかかる費用というのだけを抜き出して計算してくださっているんですけれども、四国電力はそういうふうな計算法をした資料というのをつくってくださっていますか。今までの中でなかったですよ。

○安念委員長

それは公聴会で東北電力さんには、やってくれというので計算していただいたものです。

○辰巳委員

そうですね。確かにそう。だけど、これを見て、とても明確だし、恐らく九電とかほかのときにもそういうご意見が公聴会のときにあったもので、今じゃなくてぜひ次回以降に同じようなものをつくってほしいなというふうに思ったということです。

それでもう一つ、四国電力さんがお出しになった8-1の資料の23ページに、核燃料資産の効率化というのが書かれておまして、ああ、こういうものも効率化という発想でやっておられるんだというのはわかったんですけども、どのレベルの効率化をされているのかが、このやったことしか書いていないから、例えばの話、国内メーカー間で成型加工を競争入札をしたと書いてあったら、私にとつたらば、国内のメーカーさんて幾つあって、どういうふうな競争をされているのかというのは非常に興味を持ってしまうんですね。その結果、どのくらいの効率化をしたかとか。これは、別に四国電力さんに限らず、原子力をお使いになっている電力メーカーさん全部こういうことをやっておられるんでしょうから、私はちょっと理解できなくて、狭いパイの中で狭い売りつけ合いをしているのかというふうなイメージもあるもので。何かもうちょっと明確にできないんでしょうかということです。

だから、国内にはこういう原料メーカーさんが幾つ、どこどこ、どこどこあって、入札をしてもらってというふうな話をして、それで購入価格が幾らになっているとかいうのを明確にすることが他電力さんに対して迷惑というか、いけないことなのかもしれませんけれども、何かそのあたりは私たちにだけでも教えていただきたいなというふうに思ったりしたものでございます。

それからあと、料金メニューに関してなんですけれども、何か出してくださっているお話は、今までの当たり前みたいな話でしかないもので、もう少し東電さんなんかもうイークデーメニューと休日メニューを考えると、今後スマートメーターを導入していったり細かく考えていくとおっしゃってはいるんですけども、もう少し具体的な提案をしていただければ、私たちの側も、ああ、こういう選択方法も今後あるのかとか、そんなことも理解できるかなというふうに思ったもので、さらに細かいメニューのご提案というのはないのかというのを。

以上です。

○安念委員長

四国さん、原子力関係費というのは9部門の中のもともと原子力発電費というのかい項目があるわけだから、あれを中心にして、あとの費目に散らばっている、散らばっているという言い方は不謹慎かもしれないが、散らばっているのを原子力関連費として寄せていただければ、そんなに難しい計算ではないと思いますので、ちょっと東北のようにやってみていただけませんか。

○家高常務取締役（四国電力）

ええ、既に手元にありますので、ここでご披露させていただきますが、東北さんと同じ考え方での当社の原子力発電関連費用ということでは865億、これは原価算定3年平均でございます。それと成型加工等々でというお話がございましたが、実はこれ、国内2社しかございません。その2社を都度競争させているということとさせていただきます。実際に購入価格が幾らか

というのはちょっと手元にございませませんが、前回との比較という意味で言いますと、成型加工を取りやめたようなものも含めて95億程度の減にはなっておるということです。

○安念委員長

最後のほうは、もっと詳細なメニューというのは、選択約款そのものの種類をふやせという、そういうご趣旨ですか。

○辰巳委員

ちょっと待ってください、選択約款って何ですか。

○安念委員長

一番最後の料金メニューの話で。

○辰巳委員

メニューの話ね。だから、もう少し新しいメニューとか、もっともっと発想できないんですかという、私たちにとっていいメニューを提案できないんですかという、それだけなんです。

○安念委員長

どうですか。随分お考えになったことだろうとは思いますが、もっと消費者のメリットがはっきりするような選択約款の提案というのはできないものかという、そういうことで。

○家高常務取締役（四国電力）

これは家庭用の皆様へのという意味で、ちょっと我々いろんな形で今検証中の、実証実験をさせていただいているものもありまして、それらの実証成果等々を踏まえた形で、あわせてスマートメーターが入ってまいりますと、非常に過分割した小割りになった使用実態に合わせて、こちらの供給原価等々の絡み合わせのメニューが提供できるのではないかということで、いろいろな勉強はさせていただいていますが、多分細かなメニューの実際の投入というのはスマートメーター導入後というふうになろうかと思っておりますので、乞ご期待ということでよろしく申し上げます。

○安念委員長

選択約款は認可制じゃなくて届け出制だから、審査とか何とかなくてやれますので、それこそ乞ご期待となっております。

○佐竹取締役副社長（東北電力）

委員長、1つよろしゅうございますか、大変申しわけございません。

辰巳先生からの件で、何度も同じような話で恐縮ですが、今の電気料金の値上げの局面で、この除却についていろいろなお考えが出てくるということは十分に承知しております。ただ、私どもとしては需給の苦しい中で820億円の投資を行い、この緊急設置電源によって安定供給を達成してきたということは紛れもない事実でありますので、この電源が原価算定期間中に廃止時

期を迎えるということであれば、原価の中でその除却費を回収させていただくというのが基本的な考え方でございますので。大変くどくどしくて申しわけございませんが、一言申し上げます。

○安念委員長

では、山内先生、その次に松村先生。

○山内委員

僕がご質問することは大体答えがわかっているので確認するような感じなんですけれども、レートベースの内訳を見ると、例えば一番わかりやすいのは資料6の12ページなんですけれども、これもしようがないことなんですけれども、レートベース自体は前回と比べて東北電力の場合ふえています。それはどこに原因があるかという、前は原価変動調整積立金を取り崩したので、その部分が今回ないので結局ふえる形になってしまっていると、こういうことなんですよね。それに対して、四国電力についてはそれが小さいので、結局、今回のレートベースは小さくなっていますと、こういうことですね。

その中なんですけれども、核燃料資産については、これはしようがないんですけれども、やっぱりふえてくるわけですね。要するに原子炉の稼働の問題から言うと、ふえるというのはちょっと直感的に言うと違和感を持ってもしようがない。もちろん、これはその裏には、長期計画で買われているので、たまっちゃってしようがないんですけれども。要するにこれは、それでも努力されていると思うんですけれども、再度確認すると、その辺の努力はどうなんですかということをお願いなのが1点目ですね。

それから設備投資については、先ほどもちょっとお話があって、四国電力さんのやつで、これは設備投資があれなんですけれども、原子力の追加安全対策工事等というのが、今回申請時の3年間だと平成27年にガッと大きくなっているんですけれども、これは恐らく何か計画があつてのことだと思いますけれども、その辺のことについてちょっとご説明いただけないかなと思います。

これは前倒しでやれば、それだけ減価償却費とか膨らむから、後倒しのほうがいいことはいいんですけれども、その辺のことについてご説明いただけないかなというのが。とりあえずそれをご質問させていただきます。

○安念委員長

わかりました。じゃ、核燃料資産については、できるだけ膨らまないようにしているんだろうなという点について東北さん、四国さんでそれぞれお願いいたします。

○佐竹取締役副社長（東北電力）

核燃料資産の件なんですけれども、資料7-1の2ページをごらんいただきたいと思います。設備投資の概要の総括ですが、この縦の欄のその他のところ、原子燃料等というのがございまして、

これが今回原価と前回原価で、今回のほうが前回よりも44億円減少しております。これは生産者との交渉によって新規の契約を中止したと、こういうことで効率化を織り込みましたものの、ご承知のとおり発電所が停止しておりますので減損しないと。こちらの影響のほうがはるかに大きく出てしまって、レートベースにもきいてくると、こういう状況でございます。

○安念委員長

四国さんも、まあご事情は大体似たりよったりだと思いますけれども。

○家高常務取締役（四国電力）

ほぼ同様ですが、特に、全体的な効率化という意識のもとで新規調達を見送ったりとか、引き取り量を圧縮したりといったような最大限の努力はさせていただいているつもりでございます。

○安念委員長

後者のご質問について。

○家高常務取締役（四国電力）

原子力の安全対策で27年度に集中しているという、これにつきましては、新安全基準等々で必要となるもののうち、27年度に集中してしまいかねない非常用の外部電源の受電設備だとか、フィルター付きのベント設備等々ですね、前倒しをしたいものの3年目にしか投入できないようなものがかなり集中してしまった結果だということでございます。

○安念委員長

燃えないから減らないというのはもう、どうにもしようがないですね、これは。

○山内委員

前、おっしゃったように、前回と比べて調達のところが減っているんですね。それは意識しております。

○安念委員長

ありがとうございます。

松村先生、何か。

○松村委員

しつこく申し訳ないのですが、やはり緊急設置電源に関しては、先ほどのご説明でも私はまだ納得できないので、この委員会の個別の審査で重点的にやる必要があると思います。

例えば、原発の再稼働が不確定なので、その結果としていつまでという時期がわからないと説明するなら、それは一見当然の説明のように聞こえるのですが、廃止が原発の再稼働よりも前に予定されているものは、その理由では全く理解できないわけです。原発の再稼働がなくても廃止できるわけですから。他の要因で見通し難かったものは一体何なのか。もちろん水力発電

だって、石炭火力発電だって、復旧までの時間というのはある程度読みにくかったということは当然あるとは思いますが、それが電気のプロが大きく見込みが立てられないというたぐいのものではないですよ。

やはりあれだけの説明では納得しがたい。他社のリース契約、経営情報で出せないとかという部分は除いていただいて結構ですから、並べて、きちんとどれぐらい説得力のある話だったのかを議論する必要があると思います。

緊急設置電源を設置したこと自体は、私たちも非常に深く感謝している。安定供給のために大きなことをしたと評価すべき。この時期にこれだけの除却費を立てることだけを問題にしているということをご理解ください。

以上です。

○安念委員長

わかりました。ここのところは、ちょっと本格的に身を入れて議論したいと思います。

それでは、ディスカッションは大体これくらいということにさせていただいて、また大分時間が超過してしましまして申しわけございませんでした。

今回の議論をもって委員の皆さんからの指摘へのご回答で、まだ残っているものは先ほど片岡課長からもご説明があったようにあるわけですが、さはさりながら前提計画から個別の原価、レートメイクに至るまで一通りの論点についてさらってきたということができたと思います。

今回も、前回の関西電力及び九州電力の電気料金審査と同様に、委員が3人1組といった形で原価項目を分担して契約書の原本等の生のデータに直接当たりながら査定方針案を検討してまいりたいと思います。その上で、それぞれが検討した結果を本委員会に持ち帰り、委員会としての査定方針を策定してまいります。その際に生のデータについても非公表の事例に当たるものを除いて極力公表する方向で検討するという方向でお願いをできればと存じます。

基本的には、前回の関電、九電の審査のときと同様の費目分担、つまり3人のチームでどの費目を分担するというのを前回と同じようにしたいと考えておりますが、後ほど私のほうで担当分担案をつくって委員の皆様にお伝えしたいと思います。

以上のような進め方でよろしゅうございましょうか。

じゃ、またお願いしてもよろしゅうございましょうかと言っても、そうやってやらせていただく以外方法がないので、よろしく願いいたします。

それでは最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

○片岡電力市場整備課長

次回の東北電力、四国電力の審査の日程につきましては、5月31日金曜日の開催とさせていた

だきます。

5. 閉会

○安念委員長

では、どうも皆様、長時間にわたってありがとうございました。

— 了 —